

## 京本店元〆市川忠三郎奉公履歴

——住み込み時代（文化七年～天保六年）——

西坂 靖

はじめに

- 一 子供期（二四歳～一八歳）
  - 二 平手代期（一九歳～二七歳）
  - 三 名目役手代期（二八歳～三九歳）
- むすびにかえて

はじめに

本研究は、幕末の三井越後屋京本店において手代の最高位である元〆役を勤めた市川忠三郎を対象に、京本店が継続的に作成した帳簿類に記された記事に基づき、その奉公人としての人生を跡付けることを試みたものである。

従来の商家奉公人の研究は、三井越後屋も含めて、制度的な側面をとらえようとするものが主流であった。ここでは、

三井越後屋については制度的な側面の解明が一定程度進んだことを踏まえ<sup>1)</sup>、視点を一人の奉公人に据えて、その奉公の過程を全体的に解明することを通じ、奉公人研究の豊富化をはかりたい。そのため、三井越後屋の史料群のうち、継続的に作成された帳簿類に記された記事を中心に、特定の個人について、年ごとに奉公履歴を積み上げていくという方法をとる。断片的な記事の集積から、果たしてどの程度、奉公履歴を再構成することができるか、その可能性の度合いを確かめることも本研究の目的のひとつとなる。

本研究で取り上げる奉公人は、冒頭に記したように、幕末の京本店で元々役を勤めた市川忠三郎（一七九七〜一八六五）である<sup>2)</sup>。この人物を取り上げたのは、その勤務年数が長く、そのため多くの情報を得ることが可能であろうと考えたことによる。

既に述べたように、ここでは継続的に作成された帳簿類を検討材料として利用するが、特に店日誌である「名代言送帳」<sup>3)</sup>を中心に用いる。このほかに、証文・願書類も交えて検討する。そして、これらの史料からうかがえる市川忠三郎の奉公の実態を、一年ごとに検討してそれを積み上げる形で、いわば年代記風にあきらかにしていきたい。なお史料は、末尾に一括して掲載することとする。

市川忠三郎の五六年にわたる奉公人人生は、店に住み込んで働いていた前半の時期（住み込み時代）と、別宅の重役手代として店に通勤していた後半の時期（別宅時代）とに、大きく二分されるが、本稿では、前半の住み込み時代を扱う。この住み込み時代は、元服を境として、子供の時期と手代の時期に分けられる。さらに手代の時期は、平の時期と、上座以上の役付き（名目役手代）の時期とに区分することができる。以下では、子供の時期、平手代の時期、名目役手代（上座・役頭・組頭・支配）の時期にわけて、検討を進めていく。

(1) 『三井事業史 本篇一』(一九八〇年)のほか、西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」(『三井文庫論叢』二七号、一九九三年)、同「越後屋京本店手代の小遣・年褒美・割銀について」(『三井文庫論叢』三〇号、一九九六年)、同「越後屋京本店手代の勤務成績管理と勤務状況について」(『三井文庫論叢』三三号、一九九八年)など。

(2) 市川忠三郎の奉公人人生の概略については、西坂靖「近世都市と大店」(吉田伸之編『日本の近世』9 都市の時代)中央公論社、一九九二年)二〇四～二〇六ページでふれている。

(3) 「名代言送帳」は、元文二年(二七三七)以降、明治四年(一八七二)まで欠年なしで、二八冊が残っている(三井文庫所蔵史料 別一七五四～一七八一)。表題は、最初の一冊は「名代要聴記」、さらに「名代云送聴書」とかわるが、寛政四年(一七九二)以降は「名代言送帳」となる。「言送」には「云送」「言贈」「言遣」の字句が充てられる場合があるが、本文中では「名代言送帳」と表記することにする。

## 一 子供期(二四歳～一八歳)

### 文化七年(一八一〇)一四歳・一年目

市川忠三郎の名が、最初にあらわれる史料は「奉公人抱帳」<sup>(1)</sup>である。この史料は、越後屋京本店に住み込んだ手代について、一人ごとに、住み込み開始年月日・名前・年齢・兄弟・請人・親元・宗旨および檀那寺・口入人・判元改担当者に記載したものである。市川忠三郎の分を史料2に示した。

これによると、忠三郎は、文化七年(一八一〇)一月二二日に、住み込みを始めている。年齢は一四歳と記されているから、逆算すれば寛政九年(一七九七)の生まれであることがわかる。一四歳というのは、奉公開始の年齢としてはやや高めである。<sup>(2)</sup>親の名があるべきところには、兄として、京都烏丸通五条下ル二町目の近江屋五兵衛の名が記され

年 月	年齢・勤務年数	職 階 (店内席次)			
嘉永4年(1851)	55歳・42年目				
嘉永5年(1852)	56歳・43年目	加判名代	(3位)		
嘉永6年(1853)	57歳・44年目		(3位)		
安政元年(1854)	58歳・45年目		(3位)		
安政2年(1855)	59歳・46年目		(3位)		
安政3年(1856)	60歳・47年目	元 づ	(2位)	手	名
安政4年(1857)	61歳・48年目		(1位)		
安政5年(1858)	62歳・49年目		(1位)		
安政6年(1859)	63歳・50年目		(1位)		
万延元年(1860)	64歳・51年目		(1位)		
文久元年(1861)	65歳・52年目		(1位)	代	目
文久2年(1862)	66歳・53年目		(1位)		役
文久3年(1863)	67歳・54年目		(1位)		
元治元年(1864)	68歳・55年目		(1位)		
慶応元年(1865)	69歳・56年目		(1位)		宅

出所) 「店々人数留」(三井文庫所蔵史料 本1092~1098)。

ている。忠三郎の係累として「兄一人」として記されているのは、この五兵衛のことであろうか。忠三郎が京本店に奉公に出ることになったのは、基本的には縁故関係に基づくものであることはまちがいないが、近江屋五兵衛と三井越後屋との関係は具体的には明らかにできていない<sup>3)</sup>。また奉公の口入をしたのは「店岩次郎」とあるが、これは当時京本店で役頭を勤めていた小林岩次郎のことである<sup>4)</sup>。

この史料の余白には、後年の数度にわたる書き込みで、忠三郎の死去に至るまでの奉公履歴が記されている。一般的に、越後屋の手代の場合、昇進するにつれて名前をかえる事例が多いが、忠三郎は奉公を始めた時から死亡する時点まで、名前に変更がない。

忠三郎は、この文化七年一〇月二日以降、奉公人組織の末端に組み入れられて働きはじめたものと考えられる。「目見え」などの儀式のようなものがあつたかは明らかではないが、住み込みを始めるにあたっては、子供のうち古参の部類に属する、角前髪から店家法を申し聞かせられたものとみられる<sup>5)</sup>。

ちなみに、越後屋では、一年の特定の時期に、まとめて子供

第1表 市川忠三郎の職階と店内席次の変遷  
(文化8年～慶応元年)

年 月	年齢・勤務年数	職 階 (店内席次)						
文化8年(1811)	15歳・2年目	丸 額 (116位)	子 供					
文化9年(1812)	16歳・3年目	(103位)						
文化10年(1813)	17歳・4年目	角 前 髪 (91位)						
文化11年(1814)	18歳・5年目	(81位)						
文化12年(1815)	19歳・6年目	初 元 (72位)	初 元		住 み 込 み (本稿の検討範囲)			
文化13年(1816)	20歳・7年目	(65位)						
文化14年(1817)	21歳・8年目	(59位)						
文政元年(1818)	22歳・9年目	平 (52位)	平					
文政2年(1819)	23歳・10年目	(45位)						
文政3年(1820)	24歳・11年目	(41位)						
文政4年(1821)	25歳・12年目	(38位)						
文政5年(1822)	26歳・13年目	相 談 役 (32位)						
文政6年(1823)	27歳・14年目	平 筆 頭 (28位)						
文政7年(1824)	28歳・15年目	上 座 (27位)	手 名 代					
文政8年(1825)	29歳・16年目	(24位)						
文政9年(1826)	30歳・17年目	(22位)						
文政10年(1827)	31歳・18年目	役 頭 (20位)						
文政11年(1828)	32歳・19年目	(18位)						
文政12年(1829)	33歳・20年目	(16位)						
天保元年(1830)	34歳・21年目	組 頭 (15位)						
天保2年(1831)	35歳・22年目	(12位)						
天保3年(1832)	36歳・23年目	( ー )						
天保4年(1833)	37歳・24年目	支 配 ( 8 位)						
天保5年(1834)	38歳・25年目	( 8 位)						
天保6年(1835)	39歳・26年目	( 6 位)						
天保7年(1836)	40歳・27年目	後 見 格 ( 6 位)				目 役		別 宅
天保8年(1837)	41歳・28年目	後 見 ( 5 位)						
天保9年(1838)	42歳・29年目	( 4 位)						
天保10年(1839)	43歳・30年目	( 4 位)						
天保11年(1840)	44歳・31年目	名 代 ( ー )						
天保12年(1841)	45歳・32年目	( ー )						
天保13年(1842)	46歳・33年目	( ー )						
天保14年(1843)	47歳・34年目	勘 定 名 代 ( ー )						
弘化元年(1844)	48歳・35年目	( ー )						
弘化2年(1845)	49歳・36年目	( ー )						
弘化3年(1846)	50歳・37年目	( ー )						
弘化4年(1847)	51歳・38年目	( 4 位)						
嘉永元年(1848)	52歳・39年目	( 4 位)						
嘉永2年(1849)	53歳・40年目	( 3 位)						
嘉永3年(1850)	54歳・41年目	元方掛名代 ( 3 位)						

を調達する仕組みにはなっていないが、この一〇月二日という日に住み込みを始めた者は、忠三郎のほかにもう一人、榎木町烏丸西江入町の雁金屋庄兵衛のせがれの中林義三郎（一二歳）がいた。

### 文化八年（一八一）一五歳・二年目

「職階・席次」 越後屋の店表の奉公人は、元ヰを最高位とし丸額を末尾とする職階の階梯中に位置づけられている。報酬をはじめとする各種の処遇は、基本的には職階に基づいて行われている。毎年正月の時点での、三井越後屋の店々の奉公人とその職階・席次<sup>6</sup>を記した史料として「店々人数留<sup>7</sup>」がある。文化八年の京本店の箇所をみると、元ヰの上嶋七郎兵衛を席次第一位とすれば、忠三郎は第一一六位になっている。職階は最末端の「丸額」である。ちなみに第1表は、この年以降、死亡する慶応元年（一八六五）にいたるまでの、忠三郎の職階と店内席次を「店々人数留」によって示したものである。

忠三郎は、「大坂方」「絹加賀方」などの店内のいずれかの部署に位置付けられて働いていたとみられるが、この時期は、部署配置を示す史料である「家内役付帳<sup>9</sup>」の記載期間の外であるので、具体的には明らかにできない。

閏二月には、奉公人請状を提出している（史料3）。これにより奉公を始めるに際しての手続きが完了することになる。史料3に示したように、奉公人請状は、請人二名と親ならびに本人の連名で、京本店の支配の手代四名に宛てて提出されている。近江屋五兵衛が、史料2とは違って「親」として記されているのは、請状の一般的な書式に従ったことによるものであろう。この請状によると、忠三郎の奉公は、午年から巳年（文化七年から文政四年）までの中年一〇カ年の「手代」奉公で、給銀の規定はない。冒頭の貼紙に書かれた番号は、請状の整理のために一通ごとに振られた整理番号である。この頃の京本店では、文政元年の項で後述するように、奉公人請状は年に二度、まとめて作成されている

ようである。ちなみに、文化八年閏二月の日付で、奉公人請状を出したものは、忠三郎のほか五人いた。<sup>(10)</sup>

文化九申年(一八一二) 一六歳・三年目

〔職階・席次〕 職階は丸額。「店々人数留」によると正月の時点での店内席次は一〇三番目になっている。このほかには、忠三郎の奉公のありさまを知らせる史料はみられない。一九世紀半ば過ぎの京本店では、子供から平手代の前期にかけては、半年から一年ごとに部署が、次々に替わっていったことが知られているが、忠三郎も前年とは異なる部署で働いていたとみられる。

文化一〇酉年(一八一三) 一七歳・四年目

〔職階・席次〕 職階は丸額で、店内席次は九一番目になっている。七月に「角前髪」に進む。

〔名代言送帳からうかがえる動向〕 (以下「名代言送帳」と略す) 忠三郎の名は、この年から京本店の店日誌「名代言送帳」に現れはじめる(史料1)。まず四月一八日に、稲荷神事に際して宿元に戻ることが認められた六名のうちに、忠三郎の名が見える。

七月一二日には、三上吉蔵(文化七年四月入店)・山田百次郎(同五月入店)・桜井政五郎(同六月入店)と共に「出情相勤候ニ付」ということで半元服を申し渡されている。これにより、店内の職階としては、丸額からひとつあがって、子供のうちの角前髪に位置付けられることになる。

文化一一戌年(一八一四) 一八歳・五年目

京本店手代の年褒美規定  
(文化12年)

職階	年褒美
角前髪	銀 21匁5分
初元初年目	45匁
初元二年目	55匁
初元三年目	60匁
平入年	70匁
平二年目	80匁
平三年目	90匁
平四年目	100匁
平五年目	110匁
平相談役	130匁
平筆頭	150匁
新上座入	180匁

出所) 「役料小遣控 五番」  
(三井文庫所蔵史料  
本1526)。

「職階・席次」 職階は角前髪。店内席次は八一番目になっている。

「名代言送帳」 暮れも押し詰まった一二月二八日に、四名の者ととも元服を申し渡された。これにより、手代の仲間入りすることになる。なお一緒に元服した四名は、同時に半元服した三上吉蔵・山田百次郎・桜井政五郎と八代平

四郎(文化六年五月入店、同九年一二月半元服)である。<sup>(12)</sup>

「報酬」 京本店では、角前髪から上座入り初年までの毎年、「年褒美」と称する報酬が得られることになっている。この年褒美は、祝儀に準じた性格のもので、年々積み置いて退職の際に元手銀に加えられる。<sup>(13)</sup> 忠三郎は、前年に角前髪と became、年褒美が与えられたはずである。しかし京本店における個々人に対する年褒美の支給記録「御印并小遣之調」<sup>(14)</sup> が寛政三年から文化一〇年までの期間分しか残存していないので、具体的な史料は提示できない。ただし、組頭に昇進した年である天保元年(一八三〇)の「役料小遣差引貸預留」(後述、第5表)の預りの側に、「御印」という名目で銀九二〇匁が付け加えられているので、この年以降、年褒美の支給をうけていたことはたしかである。なお参考までに、文化一二年(一八一五)の年褒美の支給規定をまとめたものを第2表としてあげた。

(1) 「奉公人抱帳 五番」(三井文庫所蔵史料 本一四三四)。

(2) 寛政一二年(一八〇〇)から文政二年(一八一九)に京本店に入店した二〇三人の平均年齢は一二・七歳である(西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」『三井文庫論叢』二七号、三〇ページ)。



- (3) 請人の二名についても、越後屋との関係は未詳である。「奉公人抱帳」の文化四年から一五年までの範囲を調べた限りでは、この二名が他の奉公人の請人としてあらわれることはこない。彼らが越後屋に出入りする人宿のような存在ではなく、忠三郎側の縁者であるということは言えるだろう。
- (4) 口入として記されている小林岩次郎は、奉公人請状（「京請状」三井文庫所蔵史料続二八八）によると鳥丸通三条上ル町の越後屋常栄の子息である（奉公開始時の名前は百次郎）。近江屋五兵衛とどのような繋がりがあつたかは明らかにできていない。
- (5) 「角前示台書」（三井文庫所蔵史料 本一四六八―五〇一四）。なお西坂靖「越後屋の奉公人組織と子供」（『年報都市史研究』一〇号、山川出版社、二〇〇二年）二九ページ参照。
- (6) 店内席次は、史料中では「順席」と表現される。たとえば史料1①の文化一四年七月二六日の項を参照。
- (7) 「店々人数留」（「店々人数書帳」）は一〇冊が現存しており（三井文庫所蔵史料 本一〇九〇～一〇九九）、明和八年（二七七二）～安永四年（二七七五）、文化三年（二八〇六）～天保一〇年（二八三九）、弘化四年（二八四七）～明治四年（二八七二）の期間における本店一卷店々の手代・子供の名前と職階が記されている。
- (8) 『三井事業史 本篇一』（一九八〇年）一五七～一五九ページ。
- (9) 「家内役付帳」（三井文庫所蔵史料 本一〇八一）。
- (10) 山本清吉（文化七年三月一五日日入店）、北田鉄蔵（同）、北川松三郎（九月二七日入店）、辻亀太郎（二〇月三日入店）、中林義三郎（二〇月二日日入店）の五人である（「京請状」三井文庫所蔵史料 続二八六）。ちなみに、山本清吉、北川松三郎は元服以前の文化九年（一八一二）に退職、辻亀太郎は文化一二年（一八一五）に元服した直後に退職してしまった。中林義三郎（のち勘十郎）は文政六年（一八二二）に平手代で退職、北田鉄三（のち伝次郎）は天保元年（一八三〇）に組頭で退職している。
- (11) 西坂靖「大店の奉公人の世界」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ 人』東京大学出版会、一九九〇年）一四

七〇一四九ページ参照。

- (12) 忠三郎らの元服については「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料 続一―一六四)にも記録されている。これは元服した手代一人一人が署名・押印したもので、初元三年間の生活上の規則、仕着施・小遣・褒美銀等に関する規定が記されている。
- (13) 西坂靖「越後屋京本店手代の小遣・年褒美・割銀について」(『三井文庫論叢』三〇号) 六六ページ。
- (14) 「文化十年西春御印并小遣之調」(三井文庫所蔵史料 本二〇三八―) ほか。
- (15) 「役料小遣差引貸預留」(三井文庫所蔵史料 本一五三五)。

## 二 平手代期(一九歳〜二七歳)

### 文化二二亥年(一八一五) 一九歳・六年目

「職階・席次」越後屋では、元服後の三年間は「初元」とよばれる。手代ではあるのだが、酒・たばこ・私用他出の禁止、子供寄会への出席、仕着建など子供に準じた処遇をうける。この年、忠三郎はその初元の初年であった。「店々人数留」における店内席次は七二番目になっている。

「名代言送帳」七月二六日の小役付寄会において「子供頭」を申し渡されている。子供頭は、初元の中から二名が選ばれ、子供(丸額・角前髪)を統轄する役目を負う存在である。子供を世話する(管理する)能力・適性をもった者が任じられたものとみられる。ただし、子供頭に専念するわけではなく、配置された部署での仕事を勤める一方で、この役目を勤めた。

なおこの年の一〇月に、三井家では、一族を代表する八郎右衛門名前が、北家六代目高祐から新町家五代目高雅に譲

られている。<sup>(2)</sup>

文化一三子年(一八一六)二〇歳・七年目

〔職階・席次〕 職階は初元(二年目)、店内席次は、六五番目になっている。

〔名代言送帳〕 正月二六日の小役付寄会の記事から、この年も子供頭を継続して勤めていたことがわかる。

文化一四丑年(一八一七)二二歳・八年目

〔職階・席次〕 職階は初元(三年目)、店内席次は五九番目になっている。七月に「平」に進む。

〔名代言送帳〕 正月二六日の小役付寄会で、また子供頭に任じられている。これで四季目である。この経緯に関しては、忠三郎を子供頭に任じるのは用捨すべきであつたけれども、繰り合いがつかないので、またまた申し付けるが、その代り褒美として青梅縞一反を与える旨が付記されている。「永代帳」<sup>(3)</sup>には、これに対応する記事があり、子供頭として「実意を以致世話」ということで、忠三郎に対し太儀料の名目で青梅嶋一反(代価銀二〇匁五分)が遣わされたことが記されている(史料4)。

このほか、正月の小役付寄会では、もう一箇所、新たに「小遣建」になった五人の中に忠三郎の名がみえる。この五人は、いずれも同時に元服を申し渡されて、ともに初元三年目を迎えた者たちであり、手代の小遣は、この段階から支給されるようになる(後述)。

七月二六日の小役付寄会の記録でも、忠三郎の名前は二箇所に見える。ひとつは「子供相談人」という役割を担う者としてである。これは、子供頭を支えるもので、常置の役割ではないと見られる。忠三郎が子供相談人に任命されたこ

第3表 市川忠三郎小遣・役料  
(文化14年～天保6年)

年次	職階	役料・小遣(銀額)
文化14年(1817)	初元(三年目)	小遣 190匁
文政元年(1818)	平(二年目)	小遣 210匁
文政2年(1819)	平(三年目)	小遣 220匁
文政3年(1820)	平(四年目)	小遣 230匁
文政4年(1821)	平(五年目)	小遣 250匁
文政5年(1822)	平相談役	小遣 270匁
文政6年(1823)	平筆頭	小遣 300匁
文政7年(1824)	上座役(初年)	小遣 350匁
文政8年(1825)	上座役(二年目)	小遣 350匁
文政9年(1826)	上座役(三年目)	小遣 350匁
文政10年(1827)	役頭役(初年)	小遣 450匁
文政11年(1828)	役頭役(二年目)	小遣 450匁
文政12年(1829)	役頭役(三年目)	小遣 450匁
天保元年(1830)	組頭役(初年)	役料 750匁
天保2年(1831)	組頭役(二年目)	役料 750匁
天保3年(1832)	組頭役(三年目)	役料 900匁
天保4年(1833)	支配役(初年)	役料1 貫800匁
天保5年(1834)	支配役(二年目)	役料1 貫900匁
天保6年(1835)	支配役(三年目)	役料2 貫100匁

出所) 「役料小遣控」(三井文庫所蔵史料 続1780)。

とについては、子供頭二名のうち一名が新任であり、またもう一名が健康状態が優れないという事態に対応した処置である旨が記されている。

もうひとつ、忠三郎の名が見えるのは、「平入」の三人の中のひとりとしてである。清水専助(文化七年三月入店、同一年七月元服)・伊庭文助(文化六年九月入店、同一年七月元服)とともに平入を申し渡されている。平入により、手代見習いであった初元三カ年を終え、一人前の平手代として処遇されることになる。酒・たばこ・私用他出なども解禁となる。忠三郎の場合、元服した

のが文化一一年一二月末なので、本来から言えば半年早い。「役所向出情相務、且ハ子供頭二年無滞相勤候二付」という記述から、子供頭を長期にわたって勤めたことが評価されたため、早い昇進処置がとられたことがわかる。

一二月二六日には、出入の医師に、秋季の薬代を届ける役割を果したことが記されている。一人前の平手代になったので、このような仕事も任せられるようになったと理解しておきたい。

〔報酬〕 初元三年目以降の、毎年の小遣・役料を、個々の手代ごとに記した記録として、「役料小遣控」がある。忠三郎は、正月二六日の小役付寄会で「小遣建」が認められ、この年から、この帳簿に記載されることになる。忠三郎の分(文化一四年～天保六年)を史料5に示したが、これをまとめたのが第3表である。この年の小遣の額は、銀一九〇匁

であり、これを起点として、年々増加していることがわかる。

このほか、先に述べたように、正月には子供頭を長く勤めた「太儀料」として、青梅嶋一反(代価銀二〇匁五分)を支給されている(史料4)。

文政元寅年(一八一八)二二歳・九年目

〔職階・席次〕 職階は平(二年目)。店内席次は、五二番目になっている。

〔名代言送帳〕 二月一日、中西宗助の葬儀の際に、桑原佐七(相談役)・清水専助(平)とともに山帳場に動員されている。

また三月一六日に、子供六名について、正規の奉公人請状を作成するために、それぞれの親元をまわっている。「奉公人抱帳 五番<sup>(5)</sup>」をみるとこの六名は文化一四年八月一六日から翌文政元年二月四日までに入店した者たちで、忠三郎は木村伝七(平)と三名宛分担任して判元改をおこなっている。木村伝七とは、これ以降何度も一緒に仕事をするようになる。また一〇月一五日には、三井家の菩提寺である真如堂での戒名書の仕事が六名の手代に命じられているが、その六名のなかに忠三郎の名が見える。

これらは、商売向き以外の仕事であるが、「永代帳」からは商売向きにおける忠三郎の働きの様子がうかがえる(史料4)。六月、秋季代物勘定が定めの日限より早く仕上げられたことにつき、八名の者に褒美が与えられているのだが、その中には「唐物方市川忠三郎」が含まれている。与えられた褒美は南鐮三片(金一步二朱)である。忠三郎は、一月にも同様の褒賞をうけている。このことから考えると、この時期、忠三郎は、「唐物方」に配属され仕事をしていただくと推測される。唐物方という役所は、唐物中心で長崎での直買い、京の長崎問屋や巻物問屋からの買物、そして朝

鮮反物の入札を支配していた部署であった。<sup>6)</sup>

〔報酬〕 この年の小遣は、銀二一〇匁(第3表)。そのほか、先述したように、代物勘定を早期に完成させた褒美として六月、一一月に南鐐三片(金一步二朱) づつを得ている(史料4)。

### 文政二卯年(一八一九)二三歳・一〇年目

〔職階・席次〕 職階は平(三年目)。店内席次は、四五番目になっている。

〔名代言送帳〕 五月二日に吉野孫兵衛(上座)・木村伝七(平)とともに、上州買方役を命じられ、五月二四日に出発している(帰京は九月二〇日)<sup>7)</sup>。上州買方役は、上州絹の集荷を担当するものである。この任命は一種の抜擢とみてよいであろう。忠三郎は、この時期は絹加賀方に配属して仕事をしていたと推測される。絹加賀方は、いわゆる田舎反物のすべてを取り扱い、上州・加州・丹州・南都・近江などから絹・布・麻類を買い付けていた部署である。<sup>8)</sup>

〔報酬〕 この年の小遣は銀二一〇匁(第3表)。このほか「永代帳」によると、上州買方役を勤めたことに関して、金八両が与えられていることがわかる(史料4)。小遣を大きく上回る額である。ただし、この役料が経費を含んだものかどうかは明らかにできていない。

### 文政三辰年(一八二〇)二四歳・一一年目

〔職階・席次〕 職階は平(四年目)。店内席次は、四一番目になっている。

〔名代言送帳〕 この年も上州買方役を命じられ、前年同様、吉野孫兵衛(上座)・木村伝七(平)とともに、六月七日に出発している。この年は雨が降り続いたため、川留めを考慮してか、木曾路を下っている(帰京は二月三日)。

〔報酬〕 この年の小遣は、銀二三〇匁(第3表)。「永代帳」によると、上州買方役としての役料は金九両になっている(史料4)。

文政四巳年(一八二二)二五歳・一二年目

〔職階・席次〕 職階は平(五年目)。店内席次は、三八番目になっている。

〔名代言送帳〕 この年も上州買方役を命じられ、桑原佐七(上座)・木村伝七(平)とともに、六月一六日に出発している(帰京は二月三日)。この年の記述からは、出発前日に、三井八郎右衛門(高雅)のもとに「暇乞」に出向いたこと、京本店の台所で出立の盃をしたことがわかる。忠三郎と、三井家当主である八郎右衛門との直接的な接触を示す初めての記事である。

〔報酬〕 この年の小遣は、銀二五〇匁(第3表)。「永代帳」によると、買方役としての役料は、また増加して金一〇両になっている(史料4)。

文政五午年(一八二三)二六歳・一三年目

〔職階・席次〕 職階は平の中の「相談役」。店内席次は、三二番目になっている。

〔名代言送帳〕 正月二六日の小役付寄会で、清水千助(専助)・伊庭文助とともに相談役に任じられている。この二人は、文化一四年(一八一七)七月に一緒に平入りしたもののたちである。この相談役というのは、平手代の中の区分である。平手代の最上位は「筆頭」であるが、相談役はそれに次ぐものである。

この年もまた、上州買方役を命じられ(四年連続)、六月二日出発し、一二月九日に帰京している。子供・手代の

部署については、子供時代・平手代の前期は、ひとつの部署に特化せず、多くの部署を経験し、平手代後期になると、特定の部署に位置づけられ、営業を実際に担う存在となっていくことが指摘されているが、この時期の忠三郎は「絹加賀方」において、田舎反物の買い付けに習熟した一種の専門家として働いていたとみられる。<sup>9)</sup>

〔勤怠評価〕 京本店の手代のうち、初元から組頭までについては、欠勤があった場合、その時数・種類を記録される。この記録は個人ごとに半年毎に集計され、それをもとに勤怠評価をうける。評価は「大丸勤」を最上位とし、以下「丸勤」・「丸勤同前」・「皆勤」、これに〈無評価〉をいれれば全部で五段階となる。これを記録した帳簿が「改勤帳」であるが、文政五年秋季以降（天保一〇年春季まで）の分が現存する。<sup>10)</sup>

このうちから文政五年秋季の忠三郎の欠勤状況を、史料7に示した。これによると、この半年の期間で、忠三郎は、朱星（休足）なし、黒星（私用他出）なしで、病氣引一日、夜引一個が記録されている。これを月平均にすると「一時半引」となり、「丸勤」（第二ランク）の評価となる。また上州へ一五七日間出張している旨も記されている。

先に述べたように、「改勤帳」の記載対象は、初元から組頭までなので、忠三郎については、組頭三年目の、天保三年秋季まで記録されることになる。第4表はその間の二〇季一〇年分の成績をまとめたものである。

〔報酬〕 この年の小遣は、銀二七〇匁（第3表）。「永代帳」によると、上州買方役の役料は、前年と同じ金一〇両になっている（史料4）。

#### 文政六末年（一八三三）二七歳・一四年目

〔職階・席次〕 職階は平の「筆頭」。店内席次は、二八番目になっている。

〔名代言送帳〕 正月二六日の小役付寄会で、忠三郎は、清水専助・伊庭文助とともに筆頭に任じられた。いよいよ平手



第4表 市川忠三郎欠勤状況(文政5年秋季～天保3年春季)

	星預	朱星	黒星	病氣引	夜引	月平均	評価	
文政5年秋季	0	0	0	1日	1	1時半引	B	157日上州へ参ル
文政6年春季	0	0	0	127日	0	22日2時半引		
秋季	1	0	0	65日	0	10日6時半引		
文政7年春季	8	0	3	0	2	1時引	B	
秋季	14	0	5	0	0	半時引	B	
文政8年春季	3	0	0	0	0		A	
秋季	6	0	12	0	0	2時引	B	
文政9年春季	5	0	9	0	0	1時半引	B	53日江戸へ参ル
秋季	5	0	8	3日	2	7時半引	D	
文政10年春季	6	0	7	0	1	1時半引	B	
秋季	5	0	9	17日	3	3日1時半引		
文政11年春季							(皆引)	
秋季	2	0	0	137日	0	22日6時半引		
文政12年春季	6	0	0	0	0		A	
秋季	4	0	9	0	0	1時半引	B	
天保元年春季	1	0	0	0	0		A	
秋季	13	0	2	3日	0	4時半引	D	
天保2年春季	13	0	0	0	0		A	
秋季	13	0	4	0	0	半時引	B	
天保3年春季	13	0	4	0	0	半時引	B	

出所)「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1515)。

注) A=「大丸勤」, B=「丸勤」, C=「丸勤同前」, D=「皆勤」。

代の最上部まで進んできたことになる。

「勤怠評価」 この時期、忠三郎は健康を害して、奉公継続の危機に瀕した。「改勤帳」によると病氣引が、春季に一二七日、秋季に六五日を数えている(第4表)。「賄方永代帳」<sup>①</sup>では、宿元で養生している忠三郎に見舞いとして干菓子(銀六匁五分)がおくられたことが記されている(史料8)。

「報酬」 この年の小遣は、銀三〇〇匁になっている(第3表)。前述したように欠勤日数が多かったのだが、これにより小遣が減額されるということはなかったようである。

(1) 「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料 続一六四)。

(2) 『三井事業史 本篇』(一九八〇年) 五三八～五四一ページ。

(3) 「永代帳」は内用記録の帳簿で、手代関係の路用・太儀料・神楽入用などの記事が、享保元年（一七一六）から明治元年（一八六七）まで、五冊にわたって記されている（三井文庫所蔵史料 別一二〇〇甲～一二〇三）。

(4) 「役料小遣控 六番」（三井文庫所蔵史料 続一七八〇）には、寛政一二年（一八〇〇）から明治初年までの範囲で、手代個々人の毎年の役料小遣が記されている。

(5) 「奉公人抱帳 五番」（三井文庫所蔵史料 本一四三四）。

(6) 「三井事業史 本篇一」（一九八〇年）一五八ページ。

(7) 「永書 十一番」（三井文庫所蔵史料 本一三三三）。

(8) 「三井事業史 本篇一」（一九八〇年）一五八ページ。

(9) 「覚 五番」（史料6、三井文庫所蔵史料 続八二四）によると、巳秋（文政四年）、午秋（文政五年）の大坂方における代呂物不足、および未秋（文政六年）の絹方における代呂物不足に関して、「割合」の負担が忠三郎に課されている。これを勘案すると、文政四年（一八二二）、文政五年（一八二三）とも、秋季については大坂方に配属されていたとみられる。

(10) 「改勤帳」（三井文庫所蔵史料 本一五一一）。

(11) 「賄方永代帳 八番」（三井文庫所蔵史料 本二五五八）。

### 三 名目役手代期（二八歳～三九歳）

文政七申年（一八二四）二八歳・一五年目

「職階・席次」 職階は上座（初年）。上座は一〇人おり、そのなかで上から八番目である。店内席次は二七番目になっ

ている。

〔名代言送帳〕 正月一九日、節内祝いの日、三井八郎右衛門(高雅)をはじめとする同族が居並ぶ前で、「上座」への昇進を申し渡された。上座は、名目役手代(≡役付き手代)の最初の段階である。前年の欠勤日数の多きは、上座昇進の妨げにはならなかったようである。この時一緒に上座に昇進したのは、清水専助・伊庭文助・中川吉次郎・山田藤十郎の四名である。<sup>(1)</sup>

四月一七日、清水専助・伊庭文助とともに、中休みに出立する。<sup>(2)</sup>これは江戸店における「登り」に相当するもので、奉公の一つの区切りを示す。「永代帳」によると路料として銀二七〇匁と脇差が支給されている(史料4)。出発前には、当時の八郎右衛門(高雅)に挨拶に向いている。三人は「所々順参」したのち、五月九日に揃って帰店した。

〔勤怠評価〕 「改勤帳」の成績は春季・秋季とも「丸勤」(第二ランク)で、健康を回復したようである(第4表)。  
〔報酬〕 この年の小遣は、銀三五〇匁(第3表)。筆頭の時と比べ、五〇匁増加している。

#### 文政八酉年(一八二五)二九歳・一六年度

〔職階・席次〕 職階は上座(二年目)。一〇人いる上座の上から七番目である。店内席次は二四番目になっている。

〔名代言送帳〕 六月一七日に、相統講(越後屋の別家手代の組織)の一員である安藤忠兵衛の葬礼に向いている。出かけているのは二名であるが、職階は忠三郎のほうが上である。店を代表する者としてこの葬儀に出席しているものと思われる。このほかには、役付き手代になったことによる変化を示すような記事はみられない。

〔勤怠評価〕 「改勤帳」の成績は、春季が「大丸勤」(第一ランク)、秋季が「丸勤」(第二ランク)になっている(第4表)。

〔報酬〕 この年の小遣は、銀三五〇匁(第3表)。前年と同額である。

文政九戌年(一八二六)三〇歳・一七年目

〔職階・席次〕 職階は上座(三年目)。六人いる上座の、上から二番目となっている。店内席次は二一番目である。

〔名代言送帳〕 忠三郎が店内で担っている仕事に関係する記事が増えてくる。正月一六日、上島平五郎(上之店組頭)とともに江戸に「商用示合」のため出張し、三月一〇日に帰京している。これは一種の抜擢としてとらえられるが、忠三郎は首尾よく期待にこたえたようである。「永代帳」によると、八月にこの件につき「至極工面宜」ということで、太儀料として金五〇〇匁を上島平五郎とともにうけている(史料4)。なおこの八月には、吉野孫兵衛(支配)も太儀料として金一両を得ているのだが、その理由として「巻物方忠三郎」が新しく巻物方の役についた際に行き届いた指導を行ったということがあげられている(史料4)。忠三郎は、九月二四日に商用のため大坂に単身で赴いているが、この際にも「巻物方忠三郎」と記されており、この時期は「巻物方」を担当していたことがわかる。

この年から新しく現れてくる仕事としては、上京してきた越後屋の江戸店の手代に対する応接があげられる。渡辺文五郎(江戸本店元々役)と楯形佐兵衛(芝口店元方掛名代)の京都滞在に関して、六月七日には蹴上まで出迎えに、八月二六日には見送りに出かけている。越後屋の経営が三都の店々の連携によって成り立っていることをふまえれば、上京してきた江戸・大坂の店々の手代に対する応接も重要な仕事と意義付けることができよう。

〔勤怠評価〕 「改勤帳」の成績は、春季が「丸勤」(第二ランク)であるが、秋季は病氣引が三日あり「皆勤」(第四ランク)になっている(第4表)。

〔報酬〕 小遣は、前年、前々年と同様、銀三五〇匁である(第3表)。これに江戸出張への太儀料の金五〇〇匁が加わ

る(史料4)。

文政一〇亥年(一八二七)三二歳・一八年目

〔職階・席次〕 職階は役頭(初年)。七人いる役頭の末席である。店内席次は二〇番目になっている。

〔名代言送帳〕 正月一八日夕方、三井同苗がいならぶ臨時寄会において、役頭への昇進が申し渡された。<sup>3)</sup>三年前同時に上座に昇進した四名のうち、清水覚兵衛は同時に役頭に昇進したが、残りの伊庭文助は文政九年春に退役、中川吉次郎はこの文政一〇年春に退役、山田藤十郎はまだ上座にとどまっている(文政一一年春退役)。<sup>4)</sup>

昇進に伴い新しく任された仕事を示す記事は余りなく、閏六月八日に、藤方治三郎(江戸本店支配)の見送りに、店を代表して蹴上まで出かけた記事が見出された程度である。

〔勤怠評価〕 「改勤帳」の成績は、春季は「丸勤」(第二ランク)だが、秋季は病氣引が一七日あり、〈無評価〉(第五ランク)である(第4表)。

〔報酬〕 役頭昇進にともない、小遣は銀四五〇匁に上昇している(第3表)。

京本店では、手代の一人ひとりについて、半季ごとに、役料・小遣の遣い残し分を「預り」、規定の額より多く遣った場合は「過上貸し」として記録し、さらにその時点での差引き累計額を計算している。この帳簿を「役料小遣差引貸預留」というが、これの文政一〇年春季以降の分が現存している。<sup>5)</sup>市川忠三郎については、この年以降、支配を勤めていた天保六年までの記録が残っており、これを史料9に示した。さらにこれを表にまとめたのが、第5表である。

市川忠三郎については、文政一〇年春季までの「過上貸し」の累計額として、銀二貫一五三匁が記録されている。「貸し」というのは店の立場からの表現であるから、忠三郎の立場から言えば、店からの借金(負債)ということにな

第5表 市川忠三郎役料小遣差引貸預り銀額(文政10年～天保6年)

年季	職階	貸し(銀匁)	預り(銀匁)	過上貸し累計(銀匁)
文政10年春季 (1827) 秋季	役頭役(初年)	21匁		2貫153匁 2貫174匁
文政11年春季 (1828) 秋季	役頭役(二年目)	561匁	101匁	2貫735匁 2貫634匁
文政12年春季 (1829) 秋季	役頭役(三年目)	92匁	57匁	2貫726匁 2貫669匁
天保元年春季 (1830) 秋季	組頭役(初年)		40匁74 920匁(御印) 6匁87	1貫708匁26 1貫701匁39
天保2年春季 (1831) 秋季	組頭役(二年目)	111匁48 36匁98		1貫812匁87 1貫849匁85
天保3年春季 (1832) 秋季	組頭役(三年目)	143匁84	9匁75	1貫993匁69 1貫983匁94
天保4年春季 (1833) 秋季	支配役(初年)		155匁93 37匁53	1貫828匁01 1貫790匁48
天保5年春季 (1834) 秋季	支配役(二年目)	1貫885匁5	34匁63	1貫755匁85 3貫641匁35
天保6年春季 (1835) 秋季	支配役(三年目)	254匁76	60匁55	3貫580匁8 3貫835匁56

出所) 「役料小遣差引貸預留」(三井文庫所蔵史料 本1535)。

る。この銀額は少ないものではないが、役頭の一年目ともなると、退職時には銀六貫匁から六貫五〇〇匁程度の元手銀が予想されるので、これと差し引きすれば、退職時の最終決算は黒字となることが予想される。

文政一〇年には、後期に銀二一匁の「貸し」が記載され、「過上貸し」の累計は銀二貫一七四匁に増加している。ちなみに、小遣の年額が銀四五〇匁であるから、「貸し」が二一匁になるということは、実際この年に忠三郎がつかった銀額は、四七一匁という計算になる。忠三郎のように「過上貸し」として店に債務を負っているのは、珍しい例ではなく、この年齢の手代としては、むしろ一般的といえる。<sup>7)</sup>

なお、この年は三年に一度の、割銀(十分一褒美銀)が配分される年に当たる。京本店の上座以上の手代は、三年大勘定により、利益配分として、割銀が得られることになっている。<sup>8)</sup> 忠三郎にも割

銀が与えられたはずであるが、個々人に対する割銀の配分を記録した史料が文政七年までしか残存していないので、具体的な銀額は提示できない。

文政一子年(一八二八) 三三歳・一九年目

〔職階・席次〕 職階は役頭(二年目)で、五人いる役頭の上から四番目である。店内席次は一八番目になっている。

〔勤怠評価〕 この年は、忠三郎にとって、文政六年(一八二三)につぐ、奉公を継続する上での第二の危機であった。

前年秋季から病氣引が目立っていたが、「改勤帳」によると、この年は春季が「皆引」すなわち全期間を通しての欠勤、秋季も一三七日間の病氣引となっている(第4表)。忠三郎は、この年の正月から実家(烏丸通五条下ル二町目の近江屋五兵衛)に下がって療養を続けていた。「賄方永代帳」では、養生している忠三郎に見舞いとして干菓子(代価銀八匁)がおくられたことが記されている(史料7)。

七月には、療養のための費用として金一〇両の借金を店に申し出ている。その願書が史料9である。これによると、忠三郎は、具体的な病名は不明だが、前年の冬に発病し、この年の春から実家で療養していた。なかなか快復しないうちに夏が来たのだが、実家が手狭なため、別の縁者のもとで養生をしている。そのため出費がかかるということ、金一〇両の借金を、支配三名に願い出たという次第である。ちなみに忠三郎の実家(近江屋五兵衛)の状況については「名代言送帳」からはほとんど情報を得られないが、史料9の願書に述べられているように「手狭」で養生に差し支えるほどだったとすれば、経営規模の小さな商人・職人だったであろうことが推測される。

なお、この年の八月、吉野孫兵衛(支配)に対し、支配筆頭を勤めながら、忠三郎の欠けた穴を埋め、「一入骨折」であったということで、金五両が与えられている。その記事の中から忠三郎が「巻物方頭役」を勤めていたことがわか

る(史料11)。文政九年には、忠三郎は巻物方の新役だったものが、この年には頭役になっていることがわかる。

〔名代言送帳〕 一月二〇日には、忠三郎が全快し、この日から住み込み奉公を再開した旨の記事がのっている。忠三郎は、奉公を続ける上での危機をなんとか乗り切ることができたようである。

〔報酬〕 この年の小遣は、銀四五〇匁。前年と同様である(第3表)。文政六年の時と同様、欠勤により小遣が減額されることはなかったようである。「役料小遣差引貸預留」によると、春季・秋季あわせて銀四六〇匁の「貸し」であり、「過上貸し」の累計は、銀二貫六三四匁に増えている(第5表)。

#### 文政二五年(一八二九) 三三歳・二〇年目

〔職階・席次〕 職階は役頭(三年目)。四人いる役頭の上から二番目となった。店内席次は一六番目になっている。

〔名代言送帳〕 七月二二日に、呉服十仲間から情報がはいった白子船難船に関し、木村伝七(組頭)とともに現地に赴き、状況を取り調べるといふ任務に当たっている(八月一日帰京)。

このほか、江戸・大坂店の手代応接関係では、六月七日に、祇園山鉾見物に林藤十郎(大坂店会所役)を案内している。この時は子供頭に案内された「田舎新子」(地方出身の子供) 一人も一緒に見物している。

一二月二九日には、南三井家五代高英の二男信四郎の葬儀に、木村伝七とともに動員されている。

〔勤怠評価〕 なんとか、健康を取り戻したようで、「改勤帳」の成績は、春季が「大丸勤」(第一ランク)、秋季が「丸勤」(第二ランク)となっている(第4表)。

〔報酬〕 この年も小遣は、銀四五〇匁(第3表)。前年と同様である。「役料小遣差引貸預留」によると、春季・秋季あわせて銀三五匁の「貸し」であり、「過上貸し」の累計は、銀二貫六六九匁になっている(第5表)。



なお三井家では、この年一〇月に、八郎右衛門(新町三井家五代目高雅)が没し、その養子である新町家六代目高満(北三井家六代高祐男)が、一二代目八郎右衛門を襲名している。

天保元寅年(一八三〇)三四歳・二一年目

〔職階・席次〕 職階は組頭(初年)で、五人いる組頭の末席である。店内席次は、一五番目になっている。

〔名代言送帳〕 正月一八日夕の臨時寄会で、忠三郎と清水覚兵衛に対し、組頭への昇進が申し渡された<sup>10)</sup>。四月三日には「当春役替之銘々」に対し「新町様」(八郎右衛門高満)から下され物があり、忠三郎は、清水覚兵衛とともに紋付の袴を与えられている。翌日はやはり「当春役替之銘々」に対し酒がくだされている。

組頭からは、毎年の小遣が役料に、退職時の合力銀が望性銀と名称を替え、その額が増加するなど、その待遇の面での面期性が指摘されている。職務の面においても「名代言送帳」では、組頭昇進にともない、いくつかの新しい仕事を勤めるようになったことが認められる。

その第一は、毎月の当番のうち「内月番」を勤めるようになったことである。「名代言送帳」では毎月の冒頭に「月番」「内月番」「外用」という三種類の当番名が記されているのだが、この年の三月に「内月番」として初めて市川忠三郎の名がみられる。ちなみにこの月の「月番」は辻川七郎次(元方掛名代見習)と国松新吉(支配)、「内月番」は上原政次郎(支配)と市川忠三郎、「外用」は橋井惣次郎(支配)が勤めている。三月のほか、七月・十二月に「内月番」として忠三郎の名前が見えている。七月の際には、井福幸兵衛(支配)、一二月には橋井惣次郎(支配)とともに勤めている。「内月番」の具体的な仕事は未詳であるが、住み込み手代の最上層である支配と、それに次ぐ地位の組頭が組んで勤めていることから、店限りの問題を主に扱うのではないかと推測している。第6表は、天保元年から天保六年ま

での、忠三郎の当番勤務を種類別にまとめたものである。

第二は、元方月並寄会への出席である。元方（大元方）は、三井家の同族と営業店を統轄する最高機関である。その月並寄会は、毎月二回行われているが、そのうち一六日の寄会には、京本店から支配と組頭も出席することになっている。この年、忠三郎は、五月一六日と一〇月一六日に出席している。

第三は、心学講釈の当番である。京本店では、この時期、心学者の薩埵徳軒（与左衛門）に、春季の三月から五月までと、秋季の八月から一〇月までの時期に、それぞれ一〇回ほど、心学講釈を行わせている。当番というのは、店内で講釈を実施するにあたっての世話役のようなものとみられる。九月一八日に、その当番が忠三郎にまわってきている。

そのほか、これまでになかった仕事として、嵯峨の車折神社への代参があらわれる。同社への代参は、支配と組頭とで勤めたようで、一二月一八日に、上原政次郎（支配）に同道している。

また組頭になったことで、葬儀・法事への参列も増加している。新町家初代高治妻（寿教）の百回忌、新町家五代高雅（宗輝）の三七日・一周忌、南家五代高英の四男信四郎（香山）の百ヶ日など三井家同族の法事・葬儀のほか、中川庄兵衛（紅店支配格退役）妻の葬儀に参列している。三井家同族の法事・葬儀への参列は、元名や名代に同道するかたちになっている。忠三郎のような手代にとってみれば、これらの法事・葬儀への参列は、主家である三井家との一体感や、また越後屋の幹部の一員としての帰属意識を形作る上で重要なはたらきをもったものと考えられる。

江戸・大坂店の手代に対する応接関係では、四月一日に、江戸本店中登り二度目の南庄兵衛（上座）を三井家同苗宅に案内するという仕事をつとめている。

「勤怠評価」「改勤帳」の成績は、春季は「大丸勤」（第一ランク）だが、秋季は病氣引が三日あり「皆勤」（第四ランク）となっている（第4表）。

第6表 市川忠三郎の当番勤務(天保元年～同5年)

職階	年月	月番	内月番	外用	相役(職階)
組頭役	天保元年 3月		○		上原政次郎(支配)
	7月		○		井福幸兵衛(支配)
	12月		○		橋井惣次郎(支配)
	天保2年 4月		○		山下幸兵衛(支配)
	8月		○		村上喜助(支配)
	12月		○		村上喜助(支配)
	天保3年 4月		○		村上喜助代木村伝七(支配)
	8月		○		村上喜助(支配)
	閏11月		○		村上喜助(支配)
支配役	天保4年 3月		○		大矢伝四郎(組頭)
	4月	○			山下幸兵衛(後見格)
	5月			○	
	6月			○	
	7月		○		大矢伝四郎(組頭)
	8月	○			白瀬新右衛門(元方掛名代)
	9月			○	白瀬新右衛門(元方掛名代)
	10月		○		小川源四郎(組頭)
	11月	○			白瀬新右衛門(元方掛名代)
	12月			○	白瀬新右衛門(元方掛名代)
	天保5年 2月		○		小川源四郎(組頭)
	3月	○			中井茂兵衛(後見格)
4月			○		
6月	○			山下甚蔵(後見)	
7月			○		
8月		○		大矢伝四郎(組頭)	
9月	○			山下甚蔵(後見)	
10月			○		
11月		○		野村喜六(組頭)	
12月	○			山下甚蔵(後見)	
支配役	天保6年 1月			○	山下甚蔵(後見)
	2月	○			中塚徳次郎(名代)
	3月			○	中塚徳次郎(名代)
	4月		○		井上甚三郎(組頭)
	5月	○			中塚徳次郎(名代)
	6月		○		大矢伝四郎(組頭)
	7月	○			中井茂兵衛(後見)
	閏7月			○	白瀬新右衛門(元方掛名代)
	8月		○		井上甚三郎(組頭)
	9月	○			山下甚蔵(後見)
	10月		○		脇坂文三郎(組頭)
	11月	○			松山喜十郎(勘定名代)
12月		○		井上甚三郎(組頭)	

出所) 「名代言送帳」(三井文庫所蔵史料 別1722, 1723)。

〔報酬〕 組頭となると、これまでの小遣に替わり、役料という名目で支給されるようになる。銀額も年七五〇匁に跳ね上がっている（第3表）。

「役料小遣差引貸預留」には、春季・秋季あわせて銀九六七匁六分一厘の「預り」が記録されており、「過上貸し」の累計は、銀一貫七〇八匁二分六厘に減少している（第5表）。「預り」のうち、春季の銀九二〇匁には「御印」と注記されている。これは角前髪から役頭初年まで、年のはじめに与えられる「褒美銀」を店に預けていたものが、組頭昇進の際に、「役料小遣差引貸預留」に繰り入れられたものである。

このほか、この年は三年に一度の、割銀が配分される年に当たり、忠三郎も配分に与ったはずであるが、個々人に対する割銀の支給記録が残存していないので、具体的な銀額は提示できない。

#### 天保二卯年（一八三一）三五歳・二二年目

〔職階・席次〕 職階は組頭（二年目）で、四人いる組頭の上から二番目になった。店内席次は一二番目である。

〔名代言送帳〕 この年に新たに登場した忠三郎の仕事としては、第一に店卸しの部署ごとの責任者のひとりになったということがあげられる。京本店では、毎年、一月四日と七月一日に店卸しが行われており、別宅手代・支配・組頭が、店内の各部署の責任者として「名代言送帳」に記されているが、この年の七月一六日の店卸しの際に、「小遣方」の責任者として、はじめて忠三郎の名があらわれている。ちなみに、店卸しの担当部署と、手代の席次は概ね照応しているようである。最初に記された「唐物方」を最上位の辻川七郎次（勘定名代）が、次に記された「絹方」を松山喜十郎（名代）が勤め、担当部署の最後に記されている小遣方を、組頭である忠三郎が勤めている。

この年から初めてみられる仕事の第二としては、初午の際の伏見稻荷代参がある。二月一日に、中塚孫兵衛（後見、

吉野孫兵衛改名)、国松新吉(支配) および退役手代らに同道して参詣している。

営業上の役割という点でみれば、この時期、忠三郎は、京本店における呉服十仲間の担当者(「承り」となっている。二月二三日には、白子廻し方船荷物の盗難の件について、寄会に出席している。九月十五日には、双林寺で行われた十仲間の参会に店を代表して出席している。また十一月二日に営まれた榎屋藤左衛門(呉服十仲間二十軒組の一員)<sup>(13)</sup>の子息の葬式にも、忠三郎が出席している。

毎月の当番としては、四月・八月・十二月に「内月番」として忠三郎の名が表われている。いずれも支配とともに勤めている(第6表)。

元方月並寄会への出席は、八月一六日に一度見られるのみである。

薩埵徳軒の講釈の当番は、四月三日・五月二日・十一月三日にまわってきている。

上京してきた手代に対する応接の仕事としては、四月一四日には、大坂から中休みで上京してきた手代三人を、三井家同苗宅へ案内している。九月二五日・二六日には江戸の北岡文兵衛(江戸本店勘定名代)・小山恒五郎(江戸芝口店通勤支配)を東西本願寺・西陣織屋・能狂言見物などに案内している。

このほか、興味深いのは、京本店の組頭以上の手代たちの「休息」に関する記事がみられることである。組頭以上の上級手代の骨休めのようなものであるうか。四月二二日・二三日には、組頭以上の手代が、花見代わり休息ということ、交替で石山開帳に参詣している。また七月二一日・二二日には涼休息の代わりということ、これも交替で四条河原の角力興行を見に行っている。

法事・葬儀への参列としては、三井高利五男安長(宗秀)の百回忌、室町家初代高伴(宗利)の遠忌など三井家草創期の人物の法事のほか、小野田家三代孝本妻(寿詮)の十三回忌、前述した呉服十仲間の榎屋藤左衛門の子息の葬儀に

参列している。

「勤怠評価」 「改勤帳」の成績は、春季が「大丸勤」(第一ランク)、秋季が「丸勤」(第二ランク)となっている(第4表)。

「報酬」 この年も小遣は、銀七五〇匁(第3表)。前年と同様である。「役料小遣差引貸預留」によると、春季・秋季あわせて銀一四八匁四分六厘の「貸し」であり、「過上貸し」の累計は、銀一貫八四匁八分五厘に増えている(第5表)。

天保三辰年(一八三二) 三六歳・二三年目

「職階・席次」 組頭の三年目になる。「店々人数留」はこの年の分が欠けているので店内席次はわからない。

「名代言送帳」 毎月の当番としては、四月・八月・閏一月に「内月番」を勤めている(第6表)。

元方月並寄会には、五月二六日・八月一六日に出席している。

店卸しでは、一月四日には「賄方」(小遣方)、七月一七日には「通帳場」を担当している。

この時期も、呉服十仲間に対する越後屋側の窓口をつとめていたようで、九月二六日、十仲間の参会に、店を代表して出席している。一月一日には、大坂に用向きで下ったことが記されているが、その記事での忠三郎の肩書きは「巻物方組頭」である。巻物方の仕事を継続して担当していたらしい。

薩埵徳軒の講釈の当番は、五月二三日につとめている。

上京してきた手代の応接の仕事に関する記事は、引き続きみられるが、この時期には「相伴」をつとめるもの一人として、忠三郎の名があらわれるようになってくる。役得の一種と言えるものであろうか。一月二六日には、坂部半右

衛門(大坂本店勘定名代) に対する振舞の際に、国松新吉(支配)・中井茂兵衛(支配)・木村伝七(組頭) などとも相伴をつとめている。三月二日には柴田勘助(大坂本店元方掛名代)・高野幸右衛門(江戸本店後見)・池田惣三郎(江戸本店後見格)・瀧鼻弥次郎(江戸向店支配) に対する「嵐山振舞」の相伴をつとめている。四月二九日には、高野幸右衛門・池田惣三郎・工藤平四郎(江戸芝口店支配)・奥野彦四郎(本店組頭) に対する「山振舞」の相伴をつとめている。

このほか、四月一〇日には、大坂から中休みで上京してきた手代二名を、三井同苗宅に案内し、四月一二日には、工藤平四郎を東西本願寺に案内するなどしている。

法事・葬儀への参列としては、南家初代高久(宗悦)の遠忌、草創期の重役手代中西宗助(休栄)の百回忌に、別宅の重役手代たちとともに参列している。

〔勤怠評価〕 「改勤帳」の成績は、春季が「丸勤」(第二ランク)となっている(第4表)。次の年には支配に昇進し、「改勤帳」の調査対象からはずれるので、忠三郎が「改勤帳」にあらわれるのは、この年が最後となる。

〔報酬〕 役料が銀九〇〇匁となる(第3表)。「役料小遣差引貸預留」によると、春季・秋季あわせて銀一三四匁九厘の「貸し」であり、「過上貸し」の累計は、銀一貫九八三匁九分四厘に増えている(第5表)。

天保四巳年(一八三三)三七歳・二四年度

〔職階・席次〕 職階は支配(初年)。支配四人のうちの末席である。店内席次は八番目になっている。

〔部署〕 京本店の手代・子供の部署配置を記したものに「家内役付帳」という史料がある。この年から「家内役付帳」の記録が残っており、半年ごとの店内での役割分担がわかる。忠三郎は、春季・秋季とも、西陣方誂役・大坂方兼帯と

第7表 市川忠三郎の担当役所(天保4年～同6年)

年 季	職 階	担 当 役 所
天保4年春季 秋季	支配役(初年)	西陣方錠役, 大坂方兼帯 西陣方錠役, 大坂方兼帯
天保5年春季 秋季	支配役(二年目)	西陣方錠役, 大坂方兼帯 西陣方錠役, 大坂方兼帯
天保6年春季 秋季	支配役(三年目)	御召詠染地方錠役, 絹加賀方兼帯, 木綿方并向店兼帯, 小遣方支配 唐物方并長崎方錠役, 小松方兼帯, 小遣方支配

出所)「家内役付帳」(三井文庫所蔵史料 本1081)。

なっている。第7表は、この史料をもとに、天保六年秋季までの忠三郎の担当部署を示したものである。

「名代言送帳」正月一八日の臨時寄会において、忠三郎は、清水寛兵衛とともに、支配への昇進を申し渡された<sup>15)</sup>。二月二三日には「役替銘々」が「新町様」(八郎右衛門高雅)から御酒を頂戴している。

支配の職務については「支配勤集」<sup>16)</sup>「支配要集」<sup>17)</sup>などの史料に記されているが、「名代言送帳」の記事から、支配に昇進したことによる忠三郎の仕事の変化を見れば、まず第一に毎月の当番に関して、「内月番」に加えて「月番」「外用」としても名があらわれるようになることがあげられる(組頭時代には内月番のみで、四ヵ月に一度名があらわれていた)。三月・七月・一〇月には内月番、四月・八月・十一月には月番、五月・六月・九月・十二月には外用を勤めている(第6表)。内月番、月番、外用の順で当番が廻ってくるようである。内月番は組頭とともに勤めるので忠三郎が主導的な立場に立つが、月番の場合は元方掛名代などの別宅手代とともに勤めているので、忠三郎は補佐の役回りとみられる。外用は単独で勤める場合と、二人で勤める場合があるが、後者の場合は別宅手代とともに勤めている。

第二に、八郎右衛門の江戸等への下向に際し、見送り役を勤めるようになったこともこれまでは見られなかった役目である。八月八日に、八郎右衛門高雅が江戸へ出発した際には、中塚徳次郎(後見役、孫兵衛改名)とともに見送りを勤めている。これ



は店の惣手代を代表する役目であり、支配に昇進したことによって担うことになった役目と考えられる。

この年の初出の仕事としてはこの他に、三井と縁故のある北野の成願寺での祖師講への出席がある<sup>(18)</sup>。これへは別宅手代と支配が出席するようで、二月二五日には、松山喜十郎(勘定名代元方見習)・山下幸兵衛(後見格)・中井茂兵衛(支配)・木村伝七(支配)とともに忠三郎も同道している。

次に、従来から勤めていた仕事について見てみる。

元方月並寄会には、三月一六日・七月二六日・九月一六日に出席している。このほか、五月二〇日には、紅店において、昨秋(天保三年)の紅店の「大不勘定」についての臨時寄会がもたれ、白瀬新右衛門・松山喜十郎・中塚徳次郎のほかに、忠三郎が参加している。

店卸しでは、一月四日には「表方」(通帳場)、七月一七日には「大坂方」の担当になっている。「家内役付帳」での部署(西陣方錠役・大坂方兼帯)と、店卸しの担当とは直接的には結びついていないようである。

薩埵徳軒の講釈の当番は、三月一八日・一〇月三日につとめている。

神仏代参は、先に述べた成願寺のほか、一二月一七日、車折神社に、小川源四郎(組頭)とともに代参している。

このほか、この年も、上京してきた江戸・大坂店の手代に対する応接の仕事が多い。三月に大坂の池田林兵衛(大坂本店通勤支配)・井原新七(大坂本店支配退役)が上京した際には、三井家同苗宅などへの案内、および「着振舞」の相伴をつとめている。四月から五月にかけては、江戸の三村茂右衛門(江戸向店加判名代)・福井文十郎(江戸本店元方掛名代)を開帳に案内したり、江戸に帰る兩人の暇乞いの挨拶をうけたりしている。また八月二九日には、青木清九郎(大坂本店元)・西川十兵衛(松坂店通勤支配)に対する「茸山」振舞の相伴をつとめている。

法事・葬儀関係では、伊皿子家初代高富(宗栄)、北家四代高美(一成)の祥月仏参がみられるようになるほか、北

家五代高清妻（寿鶴）の三十三回忌、南家六代高彰（宗修）の六七日仏参、小石川家六代高益の息女の葬儀、山田茂助（元方加判名代退役）の葬儀に参列している。

〔報酬〕 役料は銀一貫八〇〇匁で、前年（組頭三年目）に比べ倍増している（第3表）。「役料小遣差引貸預留」によると、春季・秋季あわせて銀一九三匁四分六厘の「預り」であり、「過上貸し」の累計は、銀一貫六〇六匁五分四厘に減少している（第5表）。

なお、この年は三年大勘定の年に当たり、忠三郎にも割銀が与えられたはずであるが、個々人に対する割銀の支給記録が残存していないので、具体的な史料は提示できない。

#### 天保五年年（一八三四）三八歳・二五年目

〔職階・席次〕 職階は支配（二年目）。四人いる支配役のうちの上から三番目である。店内席次は八番目のままである。

〔部署〕 「家内役付帳」によると、春季・秋季とも、西陣方誼役・小松方兼帯になっている（第7表）。

〔名代言送帳〕 この年に、初めてあらわれる仕事としては、第一に、家内出番の管理がある。たとえば七月一日に「家内出番、三ツ割二ツ指出シ申候」とあるのは、住み込みの手代・子供を三つのグループにわけ、そのうち二つのグループに外出を許したものとみられる。「内役」として忠三郎の名が記されているのは、この外出の責任者ということであろう。右の七月一日（中元）のほか、一月一日（正月）・五月五日（端午）に家内出番の際の「内役」として忠三郎があらわれる。

第二は、元方功納寄会への出席である。一月二九日に、白瀬新右衛門（元方掛名代）・松山喜十郎（勘定名代元方見習）とともに出席している。

第三は、上之店、勘定場の押切である。これは勘定目録を改め、末尾に押印することである。上之店は三月一四日、勘定場は四月一日に行われており、いづれも松山喜十郎とともに勤めている<sup>19)</sup>。

この年に初めて見られる仕事として、神仏関係では、まず神楽講への出席がある。神楽講は、本店一卷・両替店一卷をあわせた京・大坂の三井の店々による大規模な講であり、一月一日に、間之町店(両替店一卷)で集まりがあった際、京本店を代表して忠三郎が出席している。木嶋神社における頭名霊(三井家の祖霊)の神事への参詣も初出である。八月二日には、白瀬新右衛門・山下甚蔵(後見)らと同社を参詣している。

次に、従来から勤めていた仕事の状況について見てみる。

元方月並寄会には、三月一六日・一〇月一六日に出席している。

毎月の当番は、二月・八月・十一月が内月番、三月・六月・九月・十二月が月番、四月・七月・一〇月が外用であり、内月番、月番、外用の順にまわってきている(第6表)。正月と五月は当番からはずれている。

店卸しに関しては、一月四日は「大坂方」、七月一七日は「木面方」(木綿方)を担当している。

薩埵徳軒の講釈の当番は、五月八日・九月三日に勤めている。

神仏関係では、先に述べた神楽講、木嶋神社のほかには、成願寺の祖師講への出席が、二月二五日(松山喜十郎・木村伝七・清水覚兵衛と同道)と一〇月二五日(白瀬新右衛門・中塚徳次郎・山下甚蔵・奥村磯五郎と同道)の、二回みられる。車折神社へは、三月八日に小川源四郎(組頭)とともに代参している。

六月二日には、小石川家六代高益(出水三郎助)の大坂下向に際し、「暇乞」の役目を勤めている。

この年も、上京してきた手代の応接の仕事がみられる。九月二九日には、柴田勘助(大坂店元方掛名代)に対する「松茸山振舞」の「相伴」を勤めている。十一月七日には、藤村金兵衛(江戸本店名代役)に対する「立振舞」の「相

伴」、一四日には「見送り」を勤めている。

法事・葬儀関係では、小石川家初代高春（宗信）の遠忌、北家五代高清（宗徹）の三十三回忌、新町家高一妻（寿靈）の二十七回忌、小野田家五代孝嗣妻（浄観）の七回忌、室町家七代高茂（宗巖）の月忌、室町家八代高光（次郎四郎）の密葬に参列している。このほか新町家五代高雅（宗輝）、伊皿子家三代高登（宗巴）、北家四代高美（一成）の祥月仏参も勤めている。

〔報酬〕 役料は銀一貫九五〇匁（第3表）。「役料小遣差引貸預留」によると、秋季に一貫八八五匁五分というこれまでにない多額の「貸し」となっているのが注目される。春季・秋季をあわせて銀一貫八五〇匁八分七厘の「貸し」となり、「過上貸し」の累計は、銀三貫六四一匁三分五厘に増加している（第5表）。

天保六末年（一八三五）三九歳・二六年目

〔職階・席次〕 職階は、支配（三年目）。支配三人のうちの筆頭である。店内席次は六番目になっている。住み込みの手代の中では最高位となった。

〔部署〕 「家内役付帳」によると、担当部署がふえている。春季は、御召詔染地方誼役・絹加賀方兼帯・木綿方并向店兼帯・小遣方支配の四つ、秋季は、唐物方并長崎方誼役・小松方兼帯・小遣方支配の三つを勤めている（第7表）。

〔名代言送帳〕 この年に初めてあらわれる仕事としては、春季末・秋季末（年末）における主家への挨拶がある。すなわち、七月一四日の初荷下しに際しては、白瀬新右衛門（元方掛名代）とともに、北三井家・新町三井家を訪れ、「諸役所工面能仕舞、諸請払方端都合能」と報告している。また一二月三〇日は、暮れ時に、松山喜十郎（勘定名代）とともに、北三井家・新町三井家を訪れ「当際方端工面克相保候二付御届御礼」として、年末の挨拶をおこなっている。い

ずれも支配筆頭としての忠三郎の位置を示す仕事と考えてよいだろう。

このほか、初出の仕事としては、四月八日には、中休みに出立する三人に対し、本膳を出し盃事をしている。これも支配筆頭としての立場によるものと考えられる。

次に、従来から勤めていた仕事の状況について見てみる。

元方月並寄会の出席は、一月二六日・四月一六日・五月一六日・十一月一六日である。一月二九日には、元方功納寄会に、白瀬新右衛門とともに参加している。二月九日には、上之店初寄会に、白瀬新右衛門・山下甚蔵とともに参加している。三月一七日には、上之店押切を山下甚蔵とともに勤めている。

毎月の当番は、一月・三月・閏七月が外用、二月・五月・七月・九月・十一月が月番、四月・六月・八月・一〇月・一二月が内月番である(第6表)。八月以降は、内月番、月番の繰り返しになっている。当番からはずれた月はない。

店卸しについては、一月四日および七月一七日のいずれも木綿方を担当している。

家内出番については、一月一日(正月)・一月七日・三月三日(上巳)・七月一五日(中元)・七月一八日に「内番」として忠三郎の名がみえる。四月二日には「花見代り出役」として、別宅手代たちが岩倉開帳に参詣しているが、その中に忠三郎の名前がある。

江戸・大坂店の手代に対する応接関係の仕事は、数は少なくなっているが、継続している。五月三〇日には、上京してきた青木清九郎(大坂本店元)に対する振舞に相伴として加わっている。九月五日には、奥野多三郎(江戸本店組頭)・布施伝五郎(江戸本店連役)に対する「松茸山振舞」の相伴を勤めている。

このほか三井家同族に対する応接としては、九月一日、南三井家七代高愛(弘吉郎)が江戸習学から帰京したおりに、酒肴を持参して「出迎」を勤めている。

なおこの年には、平入の時点（文化一四年）から忠三郎と並んで昇進を遂げてきた清水寛兵衛が、紅店勤務を命ぜられ、四月一五日に京本店を去り、紅店へ引越している。その際送別の「盃」がなされ、松山喜十郎とともに忠三郎も本膳の相伴にあずかった。

神仏関係としては、神楽講関係の記事が多い。しばらく中絶していた神楽講による伊勢での太々神楽執行が復活されることになり、三月一日の神楽講の集まりで相談がなされた。八月五日に、京本店・大坂本店・上之店・京両替店・大坂両替店・糸店・間之町店の代表たちが、伊勢にむけて出立。京本店からは忠三郎が参加している。八月二日に帰京し、同日に林重治郎（両替店支配筆頭）とともに、北家・新町家にお礼に参上した。これらのほか、一月一日には京両替店で、九月一日には糸店で、神楽講の集まりが行われているが、いずれも忠三郎が出席している。

このほか、初午の稲荷代参として、二月四日に、中塚徳次郎（後見）・大矢伝四郎（組頭）、ほかに退役手代たちとともに参詣している。成願寺の祖師講には、九月二五日、松山喜十郎・中塚徳次郎・中井とともに出席している。車折神社には、五月一〇日（組頭の脇坂文三郎と同道）、一二月一七日（組頭の井上甚三郎と同道）の両度代参している。

法事・葬儀関係では、南家六代高彰（宗修）の三回忌、室町家寿珉の法事、新町家六代高満長男（智暁）の月忌、家原家五代政昭（自徹）の葬式ならびに二七日の法要に参列している。また北家五代高清（宗徹）、北家二代高平（宗盛）の祥月仏参も勤めている。このほか、七月六日に、白瀬新右衛門とともに真如堂の墓参をおこなっている。

ちなみに「内永書」によると、忠三郎は、この年の二月と閏七月に褒賞をうけている（史料11）。二月は「無人折柄出精相勤」と「紅店不取締ニ付発旦取調」ということで銀二枚が与えられている。「無人折柄」とは、この時期、支配役が通例より一人少ない三人であったことをさすものであろう。「紅店不取締」とは「名代言送帳」の天保四年五月二〇日の記事に対応するものと考えられる。詳細は未検討であるが、忠三郎が最初に気づいて調査したことにより問題を

解明できたということであろう。

また閏七月の際には、野村喜六(支配)とともに、銀二枚の褒賞を得ている。その理由としては、支配が三人と通例より少ない人数であるところ、さらに一人(奥村磯五郎)が病気で五月中旬より実家に戻ってしまったという状況で「出精相勤」めた、ということがあげられている。この年の「部署」のところでもみた担当の増加や、先に述べたように毎月の当番からはずれることがなかったのは、多忙さのあらわれとみることができよう。

この二度の褒賞にみられるような忠三郎の精勤への評価を、かれがこのあと別宅手代として奉公を継続することになった要因として考えることができるのではないか。

〔報酬〕 役料は銀二貫一〇〇匁(第3表)。「役料小遣差引貸預留」によると、春季・秋季あわせて銀一九四匁二分一厘の「貸し」であり、「過上貸し」の累計は、三貫八三五匁五分六厘となつている(第5表)。「内永書」に記された二度の褒賞は「忠銀内建帳」<sup>20</sup>の春季・秋季に太儀料銀八六匁として記されている。

なお、市川忠三郎の奉公人人生の前半における金銭面の決算は、翌年の天保七年に後見格に任じられ、住み込みの境涯を脱する時点でなされることになる。これについては別稿に譲りたい。

- (1) 忠三郎の上座昇進については「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 統一六八)にも記録されている。これは上座に昇進した手代一人一人が署名・押印したもので、上座の心得、三力年ごとの割銀等について記されている。
- (2) 忠三郎の中休については「中休申渡覚」(三井文庫所蔵史料 統一四九)にも記録されている。
- (3) 忠三郎の役頭昇進については「役頭役承記」(三井文庫所蔵史料 統一六七)にも記録されている。これは役頭に昇進した手代一人一人が署名・押印したもので、役頭の心得、割銀等について記されている。

- (4) 「上座承記」(三井文庫所蔵史料統一一六八)の記事による。
- (5) 「役料小遣差引貸預留」(三井文庫所蔵史料 本二〇一二)。
- (6) 西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」(『三井文庫論叢』二七号) 四九ページ。
- (7) 西坂靖「越後屋京本店手代の小遣・年褒美・割銀について」(『三井文庫論叢』三〇号) 九〇ページ。
- (8) 同右、七四ページ。
- (9) 「文政四年ヨリ同六年迄巳午未三ヶ年歩数控」(三井文庫所蔵史料 本二一三四・一三)。ちなみにこの史料において、文政七年〜九年の忠三郎の勤務履歴(上座三ヵ年)に相当する手代(桑原清兵衛)には銀一貫二〇〇匁が与えられている。
- (10) 忠三郎の組頭昇進については「組頭役承記」(三井文庫所蔵史料 統一一六六)にも記録されている。これは組頭に昇進した手代一人一人が署名・押印したもので、組頭の心得、年数に対応した「役料」の額が記されている。なお西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三井文庫論叢』二五号、一九九一年 六八〜六九ページ)に翻刻掲載されている。
- (11) 『三井事業史 本篇一』(一九八〇年) 一〇〇〜一〇二ページ。
- (12) 天保元年の場合、薩埵徳軒(与左衛門)による講釈は、春季は三月一七日・三月二三日・閏三月三日・閏三月一三日・四月三日・四月一三日・四月二三日・五月八日・五月十九日・五月二十九日の一〇回と、秋季は八月二三日・八月二八日・九月三日・九月一一日・九月一八日・九月二八日・一〇月九日・一〇月一三日・一〇月二三日・一〇月二八日の一〇回で、計二〇回行われている(「名代云送帳」三井文庫所蔵史料 別一七七二)。
- (13) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年) 三四六ページ。
- (14) 「家内役付帳」(三井文庫所蔵史料 本一〇八二)。
- (15) 忠三郎の支配昇進については「支配人承記」(三井文庫所蔵史料 統一一六五)にも記録されている。これは支配に昇進した手代一人一人が署名・押印したもので、支配の心得、年数に対応した役料の額が記されている。
- (16) 「支配勤集」(三井文庫所蔵史料 本九七〇)、『三井事業史 資料篇一』一六九〜一八四ページに翻刻掲載されている。



(17) 「支配要集記」(三井文庫所蔵史料 追三九二)。本号所収の史料紹介「越後屋京本店の年中行事」において、その全文が翻刻掲載されている。

(18) 鬼沢正『三井の縁故社寺』(経済界、一九九五年)三二〇～三二六ページ。

(19) 「天保四癸巳年從七月極月迄上之店目録」(三井文庫所蔵史料 続三八一三)、「天保四歲癸巳從七月十二月迄目録」(三井文庫所蔵史料 本二一五二一五)。

(20) 「忠銀内建帳 四番」(三井文庫所蔵史料 本一九七八)。

### むすびにかえて

市川忠三郎の五六年に及ぶ奉公人人生のうち、前半の住み込み時代の二六年分について、一年ごとに奉公履歴をおつてみた。以下、三点ほど述べて結びにかえたい。

第一に、継続的に作成された帳簿類から、住み込み手代の奉公履歴について、どの程度再構成することができたか。

市川忠三郎に即してみると、基本的な職階の昇進状況については「名代言送帳」によって明らかにすることができた。特に各種承記(「上座役承記」「役頭役承記」「組頭役承記」「支配人承記」)からはわからない、平手代・子供の時期についてもある程度跡付けることができた。「名代言送帳」からは、このほかに地方への出張など特別な仕事も明らかになった。ただ、日々の特記事項を記したものであるという史料性格から、日常的な業務については十分な情報が得られたとは言えない。また忠三郎の店内での席次の上昇は、「店々人数留」から、概ね欠けるところなく継続的に追うことができた。所属部署、勤怠評価については、典拠となる「家内役付帳」、「改勤帳」の記載期間との関係から、限られ

第8表 「名代言送帳」における  
市川忠三郎の登場回数

年 月	登場回数	職 階
文化8年(1811)	0回	丸額
文化9年(1812)	0	丸額
文化10年(1813)	2	角前髪
文化11年(1814)	1	角前髪
文化12年(1815)	2	初元(初年)
文化13年(1816)	2	初元(二年目)
文化14年(1817)	3	初元(三年目)
文政元年(1818)	3	平(二年目)
文政2年(1819)	3	平(三年目)
文政3年(1820)	4	平(四年目)
文政4年(1821)	2	平(五年目)
文政5年(1822)	3	相談役
文政6年(1823)	1	平筆頭
文政7年(1824)	3	上座役(初年)
文政8年(1825)	1	上座役(二年目)
文政9年(1826)	7	上座役(三年目)
文政10年(1827)	2	役頭役(初年)
文政11年(1828)	1	役頭役(二年目)
文政12年(1829)	4	役頭役(三年目)
天保元年(1830)	13	組頭役(初年)
天保2年(1831)	20	組頭役(二年目)
天保3年(1832)	17	組頭役(三年目)
天保4年(1833)	24	支配役(初年)
天保5年(1834)	34	支配役(二年目)
天保6年(1835)	44	支配役(三年目)

出所) 「名代言送帳」(三井文庫所蔵史料 別  
1767~1773)。

たため具体的な数字が示せなかった。

第二に、住み込み手代の奉公履歴をとらえる上で、本稿での検討をふまえた場合、注目すべき節目は何か。

第8表は、「名代言送帳」に忠三郎の名があらわれる記事の件数を、年ごとに示したものである。ここで目をひくのは、組頭以上になると、記事の件数が格段に増加することである。これまでの研究においても、組頭になると、小遣が役料となり、また退職時の合力銀も望性銀とよばれるようになって、いずれも銀額が増大するなど、待遇面において大きく変わることには知られていたが、「名代言送帳」での記事数の増加、そこに記された業務の増加からも、組頭という職階の画期性が確認できる。業務の増加の内容としては、元方寄会への出席など中枢レベルでの業務への参加のほか、仏事・神事への出席の増加を重視したい。これらは、主家である三井家との一体感や、また越後屋の幹部の一員として

た年代についてのみ明らかにできた(所属部署については支配時代、勤怠評価については平相談役から組頭の期間)。このほか報酬のうち、小遣・役料については典拠となりうる「役料小遣控」によって継続的に明らかにできたが、年褒美・割銀については「御印并小遣控」「二三ヶ年歩数控」の残存時期から外れ

の帰属意識を形作る上で重要なはたらきをもつものであると考える。

第三に、本稿での検討対象である市川忠三郎が、順調に昇進を遂げることができた理由としてどのようなことが考えられるか。かかる観点からみれば、彼の奉公履歴のなかで注目されるのは、以下の五点である。

- ① 初元の時期（一九歳～二一歳）に、子供頭を長く勤めたことが評価され、褒美を獲得し、さらに通常より半年早く平入を果たした事。
- ② 平二年目の時期（二二歳）に、唐物方の代物勘定を早く仕上げ、春季・秋季とも褒美を得た事。
- ③ 平三・四・五年目、相談役の時期（二三歳～二六歳）に、四年にわたって上州買方役を勤めた事。
- ④ 上座三年目の時期（三〇歳）に、江戸に出張し、働きぶりを評価され褒美を得た事。
- ⑤ 支配筆頭（支配三年目）の時期（三九歳）に、支配の人数が少ないなかで精勤するとともに、「紅店不取締」の一件で功績があったことが評価され、二度にわたって褒美を得た事。

右のうち①②が、③上州買方役への登用につながり、これがその後の上座への昇進の基礎になったとみられる。④の江戸出張も一種の抜擢とみられるが、これに 대응することで実績を積み評価を高め、役頭・組頭・支配と昇進を重ね、最後に、⑤が別宅手代への途を開いたものと考えることができよう。このなかでは、③上州買方役において吉野孫兵衛（のちの中塚徳次郎）とつながりを持ったことに注目したい。孫兵衛は上州買方役を二カ年にわたり忠三郎とともに勤めたあとも、上座三年目で巻物方の新役となった忠三郎を指導している。また、役頭二年目に忠三郎が病気で実家に戻っていた間は、忠三郎が担っていた巻物方頭役の業務を肩替りする働きもしている。孫兵衛（中塚徳次郎）は最終的には元々役まで昇進する人物であり、彼の知遇を得たことが、忠三郎の順調な昇進に多少なりとも寄与したのではないかと考える。

凡例

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者(は)、江(え)、茂(も)、与(と)、而(て)は漢字のまま小さくして用いた。
- 一、読みやすくするため、適宜読点を加えた。
- 一、紙幅の都合上、改行は厳密におこなわず、適宜追い込みとした。
- 一、「一」の上部に記された日付の干支は省略した。
- 一、文中に捺された印判等は適宜省略した。
- 一、市川忠三郎については、太字で表記した。
- 一、符牒はできるだけ行間に実数を付したが、紙幅の都合で省略した場合もある。使用されている符牒は左の通り。

(一二三四五六七八九十百千貫匁分)  
 イセマツサカエチウシ舟仙ヰ、入  
 曾野見江佐留所於戒敬

史料1①「名代云送帳 十六番」

(三井文庫所蔵史料 別一七六八)

(文化一〇年四月一八日)

一 稲荷神事ニ付宿元へ差遣申

須永友七、吉田太三郎

子供四人

友吉、万次郎、辰之助、忠三郎

(文化一〇年七月一二日)

十二日晴天くれ過より雷雨

一 今日就吉辰左之通

植野藤太郎

北田 鉄蔵

兩人元服

三上 吉蔵

山田百次郎

桜井政五郎

市川忠三郎

四人共半元服

右何れ茂出情相勤候ニ付夫々申渡、家内并別宅中へ廻文  
指出候事

(文化一二年二月二十八日)

一 就吉辰元服角前髪申渡候処、左之通

三上 吉歳

山田百次郎

元服

桜井政五郎

市川忠三郎

八代平四郎

野村磯五郎

小川常次郎

角前髪

西村文次郎

宮下文三郎

清水熊三郎

大矢鉄之助

右夫々出情相勤候二付、相談之上目出度申渡候、別宅中  
并家内廻文を以申達候

(文化一二年七月二十六日)

一 今夕小役付寄会相務申候、家内治方万端談じ申候

子供預り 小網文四郎

筆頭 是迄之通

相談役加入 吉野 孫七

子供頭 北田伝次郎

市川忠三郎

岩崎 義助

小笹善次郎

棚橋 定七

木村 伝七

植野利三郎

北田伝次郎

右之通申渡し候

(文化一三年正月二十六日)

一 今夕小役付寄会相務申候、火事役付読上ヶ候

子供預り

山田 惣七

子供頭

市川忠三郎

村井多次郎

筆頭

角野 藤助

若園 文七

吉田 多七

吉野 孫七

相談役

上原政次郎

橋井市次郎

橘 彦七

平入

小遣建

佐々木作次郎

嶋田 助七

北田伝次郎

小林助三郎

若園民三郎

右伝次郎儀、二年半候得共、子供頭久々相務役所向

出情致候二付

右之通申渡候

(文化一三年閏八月二四日)

一 南様、昨今両日帳庭差遣候

廿三日 文助、廿四日 忠三郎

(文化一四年正月二六日)

一 今夕小役付寄会相務、火事役付読上ケ候

子供預り

子供頭

木村平五郎

市河忠三郎

横山栄次郎

筆頭是迄之通

相談役是迄之通

角野 藤助

上原政次郎

若園 文六

橋井市次郎

吉田 多七

橘 彦七

吉野 孫七

此度加入

松原久五郎

平入

小遣建

嶋田 助七

三上吉次郎

小林助三郎

山田百次郎

若園民三郎

桜井 茂七

右市川忠三郎、子供頭久々出情相務候ニ付用捨可致積候へ

共、くり合ニ而又々申付置、仍之相談之上褒美として青梅

しま老反指遣又

八代平四郎

市河忠三郎

(文化一四年七月二六日)

一 小役付寄会相務、家内治方并二火之用慎入念候様与得申談候

子供預

清助

子供相談人

忠三郎

但子供頭一人ハ新役、扱又栄次郎

当时不快旁

子供頭

栄次郎

筆頭、相談役

磯次郎

平入

是迄之通

専助

文助

忠三郎

但、忠三郎半季早ク候へ共、役所向

出情相務、且八子供頭二年無滞相

勤候ニ付

小遣建 多次郎

栄次郎

友助

松見 幸助

百田万助次席へ

西川 武助

井上喜助次席へ

右両人出情相勤候ニ付相談之上、順席繰

上申候

右之通申渡し候

史料1② 「名代言送帳 十七番」

(三井文庫所蔵史料 別一七六九)

(文化一四年二月二六日)

廿六日晴天

一 当秋中薬礼、今日為持遣候

市川忠三郎

(文政元年二月一八日)

(京本店元々跡)

一 中西宗助、今山八ツ時於真如堂葬式相務被申候ニ付

元 中塚徳次郎

後 山川武兵衛

支 辻川七次郎

別宅中代平 村上 喜助

山帳庭 桑原 佐七

清水 専助

市川忠三郎

内帳庭 小川 常七

宮下 卯七

山給仕子供 竹内万次郎

大村常次郎

(文政元年三月二六日)

一 今日日柄宜候ニ付、新参子供請判取之申候

森下為三郎

佐野松之助

豊田常三郎

松木庄次郎

西河正之介

村田吉三郎

判取 木村 伝七

市川忠三郎

(文政元年一〇月一五日)

一 真如堂戒名書左之通

昼 定七、助三郎、民三郎

夜 友七、義助、忠三郎

(文政二年三月一〇日)

一 先月廿九日江戸焼失ニ付、諸方より為見舞出店被致候衆へ夫々右挨拶相廻シ申候

桑原 佐七

木村 伝七

市川忠三郎

但シ、真如堂方丈并ニ寺中江ハ支配人挨拶参る

(文政二年五月二一日)

廿一日天気

一 上州絹此節旬向候ニ付、彼地買方手伝、例年之通申渡、

廿四日立ノ積御座候、則買方役左ニ

上座 吉野孫兵衛

平 木村 伝七

平 市川忠三郎

(文政二年五月二四日)

一 上州買方役三人共、弥今朝東海道十二日経ニ而、供付出

入平七召連、罷下申候

(文政二年一〇月二〇日)

一 両替店元ノ跡分家五十川弥三右衛門殿被致死去、葬式於

成願寺山八ツ時相營被申由、廻文到来ニ付、惣廻文指出し、江戸大坂仕分無番状を以通達いたし候

葬式 後 辻川七次郎

支 小島 万七

平 市川忠三郎

(文政三年一月二二日)

一 辻川貞教殿葬式、於十二坊山八ツ時相營被申候

元上島、後山川、支丸山、平市川忠三郎

(文政三年三月二五日)

一 東御町奉行所様御上着ニ付、御賄例之通両替店より相勤被申ニ付、本店より若キ者兩人子供老人、来ル廿六七八日三日貧呉候様頼参り候ニ付、則今晚より

市川忠三郎

村井多次郎

子供久吉

右之通大宮御池下ル町万屋次右衛門方へ向差遣申候

(文政三年六月七日)

七日曇天

一 上州買方役

吉野孫兵衛

木村 伝七

市川忠三郎



右三人今朝出立、尤先頃より降統候ニ付御印帳面ヲ以木  
曾路差下申候 才領 半七

(文政三年二月三日)

一 上州買方役木村伝七、市川忠三郎、用向相済江戸表先月  
廿一日出立、今暮時無難ニ帰京いたし候

(文政四年六月二日)

一 上州買方役、来ル十六日出立之積ニ付、今日別宅中より  
被仰渡候処、左之通

上座 桑原 佐七  
筆頭 木村 伝七  
平 市川忠三郎

右之通被仰渡、夫々路料等申渡候也

(文政四年六月一日)

一 上州買方役三人、今日新町八郎右衛門様へ御暇乞ニ罷上  
申候、且又今夕台所ニ而出立益致久、支配人、組頭不残、  
役、上、筆月番彦人宛、其外役所不残致申候

(文政四年六月一日)

一 上州買方役今朝出立、東海道十二日経之積を以罷下申候

見送絹帳合役 宮下 卯七  
供付 宗右衛門

史料 1③ 「名代言送帳 十八番」

(三井文庫所蔵史料 別一七七〇)

(文政五年一月二六日)

一 例之通今夕小役付寄会相勤、夫々申渡候処、左之通  
子供預 喜助 子供頭 喜七  
亦七

筆頭 定七 相談役 千助  
伝七 文助

平入 豊次郎 小遣建 常五郎  
新太郎 喜七

治三郎 万助

右之通申渡候

(文政五年五月二八日)

廿八日雨天

一 上州買方役木村伝七、市川忠三郎、奥村磯五郎、右三人  
今日被仰付候ニ付、今夕益いたし候

(文政五年二月一日)

十二日

一 上州買方役平市川忠三郎、買方済寄道中無難一昨夜九日  
帰京致、彼地様子江戸三店示合等致承知候

(文政六年一月二六日)

一 小役付寄会相勤申候

子供預 伝次郎

子供頭

亦七

筆頭入 専助

番入

文助

常五郎

忠三郎

喜七

相談役 吉次郎

小遣建

百次郎

万二郎

多次郎

為次郎

磯五郎

助三郎

民三郎

右之通申渡候

(文政七年一月一九日)

十九日雨天

一例之通今日節内祝相寿、主中様方御出席、左二

八郎右衛門 様

八郎兵衛 様

新 八様 御不参

元之助 様 御断

次郎右衛門 様 御断

三郎助 様 御在江

宗十郎 様

清 蔵 様

源右衛門 様

長四郎 様

治郎 蔵 様

八助 様

伝 蔵 様

午之助 様

陽三郎 様

一 右主中様方御出席之上名目役替并御暇被仰渡、則左二

京本店

是迄支配役 松山喜十郎

右此度後見格

是迄支配格小網文四郎 向崎文四郎

一 右此度支配本役、向崎吉郎兵衛名跡二被仰付、入

家之儀者追而被仰渡候

是迄組頭役 乾 清助

一 右此度支配役

是迄組頭役角野万兵衛 中村万兵衛

一 右此度支配格工面合二付通達名前書載可申候

但、元方名代跡中村栄閑願之通名跡二被遊御間

濟候

是迄役頭役 上原政治郎

橋井市治郎

松原久五郎

一 右三人此度組頭役

是迄上座役

並川新兵衛

石井惣治郎

国松 新吉

村上 喜助

右四人此度役頭役

平清水 専助

伊庭 文助

市川忠三郎

中川吉次郎

山田藤十郎

右五人此度上座役

(略)

右之通夫々結構被仰付候

(文政七年二月二八日)

一 当店支配退役中原勘兵衛葬礼

支 辻倉権兵衛

上 市川忠三郎

平 清水 弥七

右ハ退役前より病氣ニ在之、未引越出来不申候ニ付、中

院為見舞左之通(略)

(文政七年四月一四日)

一年来出情相勤候ニ付、則今夕中休脇差等申渡候処、左ニ

上座 清水 専助

伊庭 文助

市川忠三郎

右何れも当地出生也

(文政七年四月一五日)

一 此度中休三人、新町八郎右衛門様并別宅中へ廻候、但新  
町様へ案内今早朝申遣し置申候

(文政七年五月九日)

一 当店中休三人共、所々順参、道中無難今昼時致帰店候

史料 1④ 「名代言遺帳 十九番」

(三井文庫所蔵史料 別一七七一)

(文政八年六月一七日)

一 相統講二代目安藤忠兵衛葬礼差遣申候

上座 忠三郎、別宅中代平彦次郎

(文政九年一月一六日)

十六日晴天

一 市川忠三郎、上嶋平五郎、今朝出立東海道十二經之積ニ

指下候、尤彼地逗留廿日計積、示合両地工面能、逗留中

費等無之様、委細無番状三店支配人連名今夕通達いたし

候

(文政九年三月一〇日)

一 上之店平五郎、当店忠三郎、江戸店々商用示合相濟候ニ付、今日道中無難ニ帰京被致候

(文政九年六月七日)

一 江戸本店元々役渡辺文五郎殿、芝口店元方懸名代鍬形佐兵衛殿、御用向ニ付今八ツ時到着被致候

但し蹴上出迎 組 市次郎

支配無人ニ付

上 忠三郎

子供耆人

諸白五升、重箱肴持参之建候所、暑氣時分故酒計持参、南禅寺丹後やにて肴申付、此所にて一酒差出し申候

(文政九年八月七日)

七日晴天八ツ時少々雨

一 辻倉権兵衛今日就吉辰引越被致候、尤於台所致盃候御建

も有之候得共、工面合ニ而断被申候付、則見送り左ニ

支筆 中村万兵衛

組 井福平兵衛

役 中井定七

上 市川忠三郎

筆 山岸嘉蔵

(文政九年八月一五日)

十五日晴天

一 江戸十日寅刻出仕立五日切ヲ以無番状十五日卯刻着左ニ  
一 今晚九ツ半時通壺丁目西側金沢丹後と申菓子屋裏より出火在之、折節格別之風茂無之候得共、南風ニ而忽大火ニ

相成、通壺丁目西側半丁余、夫より呉服町式丁目両側、

十九文横丁北側裏通焼失、楮又風替り候ニ付、本向中店

并ニ大橋一頻者風下ニ在之候ニ付店表より大勢駆付相防候処、先者別条無之(略)

右之通申参、何れも別条無之趣ニ御座候、早速諸社代参相立申候、左ニ

諸社代参 役 木村伝七

愛宕同 上 市川忠三郎

(文政九年八月二六日)

廿六日晴天

一 江戸渡辺氏、鍬形氏、今朝出立、東海道十二日振ニ而紀州帳面ヲ以罷下被申候、尤小川於旅宿出立振舞いたし申候

相伴 支 上原政次郎

見送り 支 右同人

上 市川忠三郎

子供耆人

(文政九年九月二四日)

一 卷物方**忠三郎**、商用為示合、今夕下坂いたし候

(文政一〇年正月一八日)

一 今日臨時御寄会、主中様方并店々元方已上当役衆御出席之上、役替被仰渡候、左二

(中略)

京本店

一 是迄役頭役 並川新兵衛

石井惣次郎

右兩人此度組頭役

一 是迄上座役

清水覚兵衛

右兩人此度役頭役

是迄平

小川常七

右兩人此度上座役

同

右此度上座格

(略)

右之通夫々結構被仰付候

(文政一〇年閏六月八日)

八日晴天

(江戸本店支配)

一 藤方治三郎今朝出立、松坂へ向罷下候、則蹴上迄為見送り

役 市川忠三郎

子供徳松

尤御建之通酒肴為持遣し候

(文政一二年一月二〇日)

一 役頭役**市川忠三郎**、病氣全快、今夕出勤いたし候

(文政一二年六月七日)

七日昼迄ハ天気昼後より雨

一 祇園山鉾見物庭所、四条高倉西入ル町大榭屋新兵衛方へ

昨日相頼遣し、則今日差遣し候処、御所司代宮様方寺町

通二而御順見有之候付、山鉾いづれも朝早ク引出し候間、

右大新方二而ハ見物難出来ニ付、石川正五郎殿方へ参り

残而見物いたし候

田舎新子 拾壹人

子供頭案内 細田平重郎

大坂店会所役 林 藤重郎

案内役頭 市川忠三郎

(文政一二年七月二二日)

廿二日晴天

一夜前子刻頃仲ケ間より急廻文参り、然者白子竹四方より

仕建飛脚ヲ以十九日出書状只今到着付、則入貴覽候

右一件ニ付御相談申上度候間、明朝飯後ミの左方へ御参集被成候

竹四書状写

然者一昨十七日より夜前迄、当所近辺不怪大時化ニ而、所々大木打倒し甚心配仕候処、四日市浦之滞船左之通

(略)

右之通申参、扱々不慮之大変ニ付驚人当惑仕候、右ニ付仲ケ間行事兩人今朝出立、四日市へ向罷下被申候得共、大造之荷数故、右兩人之外勝手ニ罷下候様寄会之席ニ相談相極り候ニ付、外店逆も夫々大数積入在之付、依而家別ニ兩三人程宛急々被下候付、手前逆も相談之上、右取調方今朝出立左ニ

組頭 木村 伝七

役頭 市川忠三郎

右兩人罷下申候、尤勢州店、江戸三店江も今夕及通達置候

(文政一二年八月一日)

一 木村伝七、市川忠三郎、勢州白子船難船ニ付、先月廿二日立ニ而罷下、太躰取調出来候ニ付、今夕方兩人共帰店いたし候

(文政一二年二月二九日)

一 今廿九日夜御出棺并御欠家番兼左之通

(南家五代高英二男信四郎)

本店 組頭 壱人、役頭 壱人

両替店 組頭 壱人

上之店 役人之内 壱人

但し袴ニ而御供可被申候

右之通銘々暮六ツ時御宅へ相揃可被申候

右之通元方より廻文到来ニ付、左ニ

組 木村 伝七

役 市川忠三郎

〆

(天保元年一月一九日)

十九日晴天

一 昨十八日臨時御寄会之上、名目役替并ニ御暇被仰渡候処

左之通

京本店

支配役石井惣次郎事

橋井惣次郎

一 右此度元〆跡橋井利兵衛名跡被仰付候

一 是迄組頭役 国松 新吉

右此度支配役



(天保元年七月一日)

一 紅店退役中川庄兵衛殿内室葬礼、今日相嘗被申候ニ付

組 市川忠三郎

別宅代平 中東 弥助

(天保元年九月一八日)

一 薩埵氏講釈

当番 市川忠三郎

(天保元年一〇月六日)

一 宗輝様一周忌仏参  
(新町家五代高雅)

元ノ泉、勤名辻川、後中塚、支上原、組市川

(天保元年一〇月一六日)

十六日晴天

一 元方月並御寄会出席

元ノ泉、勤名辻川、後向崎、支井福、組市川

(天保元年一二月一八日)

十八日曇天昼後より雪

一 車折代参

支 上原政次郎

組 市川忠三郎

(天保二年二月一日)

十一日晴天

一 初午ニ付、例之通稲荷代参指立申候

後見 中塚孫兵衛

支 国松 新吉

相伴 組 市川忠三郎

支退役 上原政次郎

同 橋井惣次郎

(天保二年二月三日)

一 白子廻シ諸方船荷物四五年以前より折々荷不足有之候ニ付、其時々飛脚屋方江掛合罷有候所、右盜取候者頃日当地西御役所筋江手廻り候由ニ而、家々不足之品御役筋手先キ之者内聞合セニ参り、尤店表船荷物ニも一昨年以來少々荷不足有之候へ共、店表之義者如前書飛脚屋方江相渡し候荷物之義ニ付不足之品内聞合セ参り候へ共、此方より者不申上、奈良三方江為任置候義ニ候へ共、十仲間之内ニ両三軒計船荷物之分ハ飛脚屋無構直積出シ被致候方も有之候趣ニ付、右等一件ニ付今日東洞院美濃佐ニ而十仲間寄会有之候事

出席

仲間承り 市川忠三郎

(天保二年四月三日)

一 今夕講釈相勤申候

当番 忠三郎

(天保二年四月五日)

五日晴天



一 今朝中休四人出立致候ニ付、於目錄庭先矩之通酒飯差出し、支配人不残盃いたし候

見送り 小網喜四郎

見改 市川忠三郎

但、勢州店、大坂店、南都橋井、右三ヶ所添状相渡申候

(略)

(天保二年四月一四日)

十四日

一 大坂中休三人、主中様方御礼相廻り申候

案内 忠三郎

(天保二年四月二二日)

一 花見代り為休足、石山開帳昨日参詣いたし候

名向崎、支山下、支中井、組奥村、

上支大瀬、紅組大西

↗

廿三日晴天

一 右同断 後中塚、支村上、組清水、組市川

勘雇勤橋井

↗

(天保二年四月二八日)

一 当春支配退役上原政次郎、今日日柄宜引越被致、則見送り左ニ

支 中井茂兵衛

組 市川忠三郎

役 中野十次郎

上 山岸 嘉蔵

筆 大村 忠七

↗

(天保二年五月二日)

二日晴天

(高利五男安長)

一 宗秀様百回忌御法事、於真如堂御務被遊候ニ付仏参

辻川、中塚、支中井、組市川

(天保二年五月二日)

一 今夕講釈

当番 忠三郎

(天保二年七月一七日)

十七日晴天

一 店卸、未明より取掛上面克相寿申候

唐物方 辻川

絹方 松山

西陣方 向崎

染物方 中塚

誂方 山下

小松方 山下

木綿方 村上

大坂方 中井

通帳庭 木村

小遣方 市川

↗

(天保二年七月二二日)

一 涼休息、久々無之、尤替り連も会所之者ハ差控有罷候処、此度於四条川原角力興行有之候ニ付、別宅中御相談之上、会所并組頭迄ニツ割ニして両日ニ罷出候

昨日 向崎、中塚、村上、組清水、同奥村

今日 松山、支山下、同中井、組木村、同市川

(天保二年八月一六日)

十六日晴天

一元方月並寄会出席

(天保二年九月三日)

三日晴天

一 宗利様御遠忌ニ付、竹屋町於御宅御斎被下置候処左ニ

元方辻川、勘定松山、名代向崎、後中塚

支山下、同村上、組清水、同市川、同奥村

大坂元方柴田

右之通朝五ツ時罷上り候、留主番支配内月番老人、組頭老人、右之者へハ御菓子被下置申候

但、国松新吉病氣中候故罷上り不申候ニ付、菓子被下

置候

(天保二年九月四日)

四日晴天

一 宗利様御法事中日ニ付真如堂仏参左之通

元方辻川、後中塚、支村上、組市川

上通支上嶋、勘橋井、紅支片岡、元後中村

(天保二年九月一五日)

一 十仲間呉服組参会、例之通於双林寺相務申候

出席  
承り組 市川忠三郎

(天保二年九月二五日)

一 江戸両人、両寺并織屋見物被致候

案内組 市川忠三郎

(天保二年九月二六日)

一 江戸兩人、竹之内能狂言見物被致候

相伴 名 向崎吉郎兵衛

支 国松 新吉

紅店支 片岡 兵助

案内 組 市川忠三郎

御雇勤荒物方脇坂十右衛門

(天保二年一〇月二七日)

(小野出家三代孝本妻)

一 小川寿詮様十三回御忌ニ付、大雲院において御法事御執行

御座候ニ付 松山、支国松、組市川

(天保二年一月二日)

一 榎屋藤左衛門御子息御死去ニ付、山八ツ時於黒谷葬式御  
營被成候ニ付、承り之仁差出シ申候

市川忠三郎

(天保二年一月三日)

一 講釈 当番 市川忠三郎

(天保三年一月四日)

四日晴天

一 例之通店卸、早朝より取掛工面克相片付、目出度奉存候

唐物方	辻川	絹方	松山
西陣方	中塚	染物方	国松
小松方	山下	誂方	山下
木面方	村上	大坂方	中井
通帳庭	木村	賄方	市川

右之通相務申候 (略)

(天保三年一月一六日)

(天坂本店勘定名代)

一 坂部半右衛門、安井前於藤尾振舞致候、猷立別帳ニ控有、  
相伴左ニ

上之店名代 向崎吉郎兵衛

支配 国松 新吉

中井茂兵衛

組頭 木村 伝七

市川忠三郎

取持 小網喜四郎

子供 新太郎

但シ、本店別宅中無人ニ付、上之店向崎氏相頼申候、

仍之辻川氏中塚氏兩人江本膳差送り申候

(天保三年三月一四日)

(南家初代高久)

一 宗悦様御遠忌ニ付、南於御宅御齋御非時被下置候処左ニ

御齋 後中塚、支国松、支中井、組奥村、

組野村、大元方柴田

↗

御非時 後山下、支村上、支木村、組清水、

組市川、江本組奥野

↗

右之通御齋之分朝五ツ時罷上り、御非時之分九ツ過ニ罷  
上り申候

但シ辻川、松山引籠在之候ニ付、御菓子被下置候

(天保三年三月一五日)

一 宗悦様御法事中日ニ付、真如堂仏参

後山下、支国松、組市川

大元柴田

(天保三年三月二二日)

廿一日晴天

一 嵐山振舞、則左二

↗

柴田 高野

池田 瀧鼻

↗

退役之衆 三人

三度目登り 二人

二度目同 一人

↗

相伴後 中塚孫兵衛

支 国松 新吉

同 村上 喜助

組 市川忠三郎

同 野村 喜六

書札方平大橋門次郎

外ニ 客付子供三人

(天保三年四月一〇日)

一 大坂中休兩人、主中様方御礼上り申候

案内 忠三郎

(天保三年四月二二日)

一 芝口店工藤平四郎、両寺拜見ニ被參候

案内 市川忠三郎

(天保三年四月二九日)

廿九日曇天

一 江戸本店後見役高野幸右衛門、池田惣三郎、芝口店支配

役工藤平四郎、本店組頭奥野彦四郎、右四人山振舞、三

本木茨木屋ニ而料理申付候

相伴後見 中塚孫兵衛

支 国松 新吉

同 木村 伝七

組 清水覚兵衛

同 市川忠三郎

上之店 片岡喜左衛門

↗

取持 大橋門二郎

子供二人

(天保三年五月二三日)

一 今夕講釈 当番 忠三郎

(天保三年五月二六日)

同廿六日晴天

一 今日元方月並御寄会相務申候、出席

山下、国松、市川

(天保三年七月一七日)

十七日晴天

一 店卸、未明より取掛、工面克相寿申候

唐物方	松山	朴方	中塚
西陣方	山下	染物方	村上
誂方	国松	小松方	国松
木面方	中井	大坂方	木村
通帳庭	組市川	小遣方	組清水

(天保三年八月一六日)

十六日晴天

一 元方月並御寄会出席

松山、山下、国松、市河

(天保三年八月二七日)

廿七日雨天

一 中西休柴禅士百回忌ニ付、今日於真如堂主中様方より施

餓鬼御執行有之候ニ付参詣、左ニ

(天保三年九月二四日)

廿四日晴天

一 油小路於御宅御遠忌御祝被下置候ニ付、罷上り候人数、左ニ

〆

〆

松山、山下、支国松、組市河

本勘松山、上後片岡、本同格山下、本支国松、勘橋井

上同大瀬、紅同格大西、本組清水、同市川

家督中井、永緒、赤尾、田中、熊谷、木村、田宮、東川

但シ、上下ニ而罷上り候之程御伺申上候処、羽折袴ニ而不苦

候旨被仰出候

於勘定庭何れも持合揃之上罷上り候

(天保三年九月二六日)

一 十仲間参会相務申候、店表当番候故、子供扈人召連罷出申候

出席 組頭 市川忠三郎

子供 善吉

(天保三年一月一日)

一 主中様方御袴なし、依而当店一統襦付不申候へ共、賄方諸方御入来之衆中へ襦ニ而請申候也

支 中井茂兵衛

組 市川忠三郎

(天保三年一月二一日)

十一日晴天

一 卷物方組頭役市川忠三郎、用向ニ付今夕船ニ致下坂候

(天保四年一月四日)

四日晴天

一例之通早朝より店御取掛り、工面克相寿申候

唐物方 白瀬 絹方 松山

西陣方 中塚 染物方 山下

誂方 国松 小松方 村上

木面方 中井 大坂方 木村

表方 市川 小遣方 清水

右之通相務申候

(天保四年一月一九日)

一 昨十八日臨時御寄会之上、名目役替并ニ御暇被仰渡候所

左ニ

一 是迄組頭役

清水覚兵衛  
市川忠三郎

右兩人此度支配役

(略)

右之通夫々結構ニ被仰渡候

(天保四年二月二五日)

廿五日晴天

一 成願寺講出席 松山、山下、中井、木村、市川

(天保四年三月一六日)

十六日雨天

一元方月並寄会出席

白瀬、松山、山下、支市川、組野村

(天保四年三月一八日)

十八日雨天

一 今夕薩埵様講釈相勤申候 当番 忠三郎

(天保四年三月二一日)

廿一日晴天

一 大坂池田林兵衛、井原新七、主中様方当役中御礼相廻り

候事

案内 市川忠三郎

(天保四年三月二三日)

一 大坂池田林兵衛、井原新七、今昼着振舞致候事

但し池田氏者御建無之候へ共、井原氏同道之事故相伴

被致候事

相伴 市川忠三郎

(天保四年三月二七日)

一 江戸三村氏福井氏、今昼着振舞いたし料理献立覚帳ニ記

ス

尤飯後別宅中支配人不残盃いたし申候、組頭以下ハなし

相伴 後見中塚孫兵衛、支市川忠三郎

(天保四年四月五日)

五日晴天八ツ時夕立

(三村・福井)

一 江戸御兩人并藤原喜七、一乗寺開帳参詣案内いたし候

支 市川忠三郎

組野村 喜六

小川源四郎

(天保四年四月六日)  
六日晴天

一 宗栄様御祥月仏参  
(伊皿子家初代高富)

(天保四年四月七日)

元白瀬、支市川

一元方加判名代退役山田茂助、葬式相嘗被申候

元方掛 白瀬新右衛門

後見格 山下幸兵衛

支配 市川忠三郎

別宅中代平 霜山又三郎

山帳場中 安田惣三郎

結城金次郎

(天保四年四月一五日)

十五日晴天

一 北寿鶴様三十三回御忌仏参  
(北家五代高清妻)

勘松山、後格山下、支市川、組大矢

江向加三村、同本元福井

(天保四年四月二三日)

(南家六代高彰)

一 宗修様六七日仏参

(天保四年五月二〇日)

廿日晴天

勘松山、支市川

一 江戸三村氏、福井氏近々御出立二付、主中様方并店々別宅中へ暇乞ニ御出ニ被成候

家内別宅中無人二付

支 市川忠三郎

(天保四年五月二〇日)

一 紅店当時細工高今一応不宜、昨秋殊之外大不勘定ニ而、

右之訳柄ニ而何分難相濟候ニ付、今夕臨時寄会於紅店相

務申候、出席

白瀬、松山、中塚、支市川、組役取掛り野村

〆

(天保四年七月一七日)

十七日雨天

一 店卸、未明より取掛り、工面克相寿申候

唐物方 新右衛門

絹方 喜十郎

西陣方 徳次郎

誂方 茂兵衛

染物方 伝七

小松方 茂兵衛

木綿方 覚兵衛

大坂方 忠三郎

通帳庭 伝四郎

小遣方 磯五郎

〆

(天保四年七月二六日)

廿六日晴天昼後曇天

一元方月並御寄会出席

元方白瀬、勘名松山、支市川、組小川

(天保四年八月八日)

八日晴天

一 八郎右衛門様、御機嫌能今朝御筈駕被遊目出度御儀ニ候、依之江戸大坂勢州店々無番状を以通達ニおよひ候、供付左之通

家城 良助

小谷辰太郎

小林三右衛門

御同道 式人

下番 式人

才領 壱人

右之通及通達候

御見送

後見 中塚徳次郎

支 市川忠三郎

但重肴酒持参候事

(天保四年八月二十九日)

廿九日快晴

一 大坂店元々青木清九郎、此度宗修様御葬礼ニ登京被致、

別段ニ御建無之候へ共、幸ひ勢州店西川十兵衛登り合被

居候ニ付茸山相振舞申候、相伴左ニ

松山、中塚、支市川、組野村、組大矢

勘定庭支橋井惣次郎、子供壱人

(天保四年九月二十六日)

十六日晴天七ツ時雨

一 元方月並御寄会出席

(天保四年一〇月三日)

一 今夕薩埵先生講釈相勤申候

(天保四年一二月一五日)

十五日雨天

一 一成様御祥月仏参

(天保四年一二月二十九日)

一 明晦日御灰葬

(小石川家六代高益息女)

元名代 白瀬新右衛門

支配 市川忠三郎

支

(天保四年一二月一七日)

十七日晴天

一 車折代参

支 市川忠三郎

組 小川源四郎

(天保五年一月一日)

一 例之通家内三ツ割二ツ分出役申渡候

内役 忠三郎



(天保五年一月四日)

四日晴天

一例之通早天より店卸取懸り、工面克相寿申候

役割

唐物方	新右衛門	朴方	喜十郎
西陣方	徳次郎	誂方	茂兵衛
染物方	伝七	小松方	茂兵衛
木綿方	覚兵衛	大坂方	忠三郎
通帳庭	伝四郎	小遣方	磯五郎

右之通相勤申候

(天保五年一月一日)

十一日雨天

一 今日神楽講、問之町店ニ而相勤被申候

出席 市川忠三郎

(天保五年一月二九日)

廿九日晴天

一例之通元方功納寄会出席

白瀬、松山、市川

(天保五年二月二五日)

廿五日曇天折々小雨

一成願寺講出席

松山、木村、清水、市川

(天保五年三月六日)

一 宗徹様三十三回御忌御祥当ニ付仏参

(北家五代高譜)

元方掛白瀬、勘定名代元方見習松山、支市河

(天保五年三月八日)

八日曇天

一 車折代参

支 市河忠三郎

組 小川源四郎

(天保五年三月一四日)

十四日晴天

一 就吉辰上之店押切、目出度相整申候

松山、市川

(天保五年三月二六日)

十六日晴天

一 元方月並御寄会出席

白瀬、松山、支市川、組脇坂

(天保五年四月一日)

一 就吉辰勘定庭押切、目出度相務申候

松山、市川

(天保五年五月五日)

五日曇天

一 端午目出度相寿申候、出役家内三ツ割式ツ差出申候

内番 忠三郎

(天保五年五月六日)

(三井高利)

一 宗寿様御祥月仏参

白瀬、支市川

(天保五年五月八日)

一 今夕講釈相勤申候 当番 忠三郎

(天保五年五月一四日)

十四日晴天

一 後見格中井茂兵衛、江戸為勤番近々出立被致候付、立振

舞いたし候、尤昼本膳差出、昼後示合相濟候上盃致候

相伴 名代 中塚徳次郎

同 支 市川忠三郎

但シ盃之節ハ組頭不殘、役頭上座筆頭月番老人ツ、罷出候

(天保五年五月一八日)

十八日

一 後見格中井茂兵衛、初勤番二付、今朝出立、木曾路十三

日経ニ而罷下被申候

見送り 後見 山下 甚蔵

支 市河忠三郎

上 石本 藤助

子供老人

但シ別宅中見送り御建無之候へ共、御同役旁御出被成候

例之通酒肴致持参候

(天保五年六月二一日)

廿一日晴天

一 出水三郎助様御儀、大坂表御用向二付、明昼御船ニ而御

下坂被遊候ニ付、為御暇乞左ニ罷上り候

別宅中不殘

支配老人 市川忠三郎

連店 老人ツ、

〆

(天保五年七月一六日)

一例之通家内出番、三ツ割式ツ分指出シ申候

内番 市川

(天保五年七月一七日)

十七日晴天

一 店卸、未明より取掛り、工面克相寿申候

唐物方 白瀬 絹方 松山

西陣方 中塚 染物方 山下

詠方 木村 小松方 木村

木面方 市川 大坂方 奥村

通帳庭 組大矢 小遣方 組野村

(天保五年八月二二日)

廿二日曇天折々小雨

一 木嶋頭名霊御神事二付社参

大坂元〆上京ニ付 青木清九郎

白瀬新右衛門

山下 甚蔵

市川忠三郎

但し廻文を以子共老人頼參候二付、早朝より廻文を以勘定

庭へ差遣し申候

(天保五年九月三日)

三日晴天

一 今夕講釈相務申候

当番 忠三郎

(天保五年九月六日)

六日曇天

一 新町寿靈様廿七回御忌、今日於真如堂御法事御執行二付

仏參

元方掛名代白瀬、後見山下、支市河、組小川

(天保五年九月二三日)

十三日雨天

一 宗信様御遠忌二付、出水於御宅御非時被下置候処左之通

(小石川家初代高巻)

元方掛名代白瀬、勘定名代松山、名代中塚、後見山下

大坂後見田中、支木村、同清水、同市川、

組野村、同小川、同青木、同中野

右之通朝四ツ時罷上り、支配人内月番一人、組頭式人留

主番致し申候、尤右之者へハ御菓子被下置候

但し翌日何れも御礼ニ罷出申候

(天保五年九月一五日)

十五日晴天

一 宗信様御法事御当日仏參左二

元方掛名代白瀬、勘定名代元方掛松山、後見山下

支市川、支奥村、組小河、組脇坂、組青木

江本名代藤村、大本後見田中

〆

堀、中村

〆元方

向崎

上之店

外ニ紅店勘定庭老人ツ、

右之外ニ

女中方 上九人下九人、元〆名代家督中 拾人

相続講 五人、下男 廿五人

〆七拾三人

右之通參詣被致候、尤店々持參物左之通

本店 酒五升

上之店 酒貳升、重詰二重

勘定庭 酒貳升、重詰三重 紅店 酒壹升、重詰貳重

(天保五年九月一六日)

一 御密葬御營被遊候二付

(室町家八代高光)

御見立 白瀬、松山

御供 名代中塚、支市川、組大矢

(天保五年九月二九日)

廿九日晴天

一 大坂店元方名代柴田勘助、今日松茸山振舞被致候

相伴 松山、中塚、支市川、組野村、組青木

江本名代藤村、奈良三ノ掛り村上喜助

(天保五年一〇月六日)

六日曇天

(新町家五代高雅)

一 宗輝様御祥月仏参

白瀬、支市川

(天保五年一〇月一三日)

十三日晴天

(室町家七代高茂)

一 宗嚴様月忌仏参

白瀬、松山、支市川、組中野

(天保五年一〇月一六日)

十六日晴天八ツ時小雨

一 元方月並御寄会出席

白瀬、松山、支市川、組大矢

(天保五年一〇月一七日)

(小野田家五代孝嗣)

一 浄觀様七回御忌ニ付、大雲院仏参

白瀬、中塚、支市川、組脇坂

(天保五年一〇月二五日)

廿五日晴天

一 成願寺講出席

白瀬、中塚、山下、支市川、組奥村

(天保五年一〇月二七日)

廿七日

(伊皿子家三代高登)  
一 宗巴様御祥月仏参

白瀬、支市川

史料1⑥「名代云送帳 二十一番」

(三井文庫所蔵史料 別一七七三)

(天保五年一二月七日)

一 江戸本店名代役藤村氏、近々出立被致候付、今昼飯之節

立振舞致候

相伴 中塚、市川

一家原英蔵様御儀、先年より江戸芝口店ニ御勤被遊候所、

当春御帰京、右御挨拶として今日御出店被遊候付、御歛

として左之通罷出申候

元方名代白瀬、支市川

(天保五年一二月一四日)

十四日雨天

一 藤村氏、当地用向相濟、今朝出立、尤勢州表在所へ向ヒ

被下、夫より参宮相務出府之積有之、依之右之趣江戸勢

州へ無番状を以て通達候

見送り 支 市川忠三郎

上座石本 藤助

(天保五年一二月一五日)

十五日晴天

一 一成様御祥月仏参

白瀬、支市川

(天保六年一月一日)

一例之通出役、三ツ割二ツ分指出シ申候、御礼之義者昨年  
之通主中様方并暖簾内不残相務申候、尤支配組頭三ヶ日  
之内上下ニ而相務申候、役頭より初元迄羽織にて相務申  
候、尤北様新町様并ニ別宅中へ罷出申候

内番 市川忠三郎

(天保六年一月四日)

四日晴天

一例之通早天より店卸取掛り、工面克相寿申候

唐物方	白瀬	絹方	松山
西陣方	中塚	染方	山下
誂方	木村	小松方	木村
木面方	市川	大坂方	奥村
表方	大矢	小遣方	野村

右之通相勤申候

(天保六年一月七日)

七日晴天

一例之通出役、家内三ツ割式ツ分指出シ申候

内番 忠三郎

(天保六年一月一日)

一 神楽講両替店ニ而相勤、出席 市川忠三郎

(天保六年一月二六日)

廿六日晴天

一元方月並御寄会出席

白瀬、後山下、支市川、組大矢

(天保六年一月二九日)

廿九日曇天八ツ時より雨

一元方功納寄会、例之通相務申候

出席 白瀬、支市川

(天保六年二月四日)

四日晴天

一 稻荷代参、例之通参詣仕候

後中塚、支市川、組大矢

支退役木村、組退役青木、組格退役中野

(天保六年二月九日)

九日晴天

一 上之店初寄会ニ付出席

白瀬、山下、支市川

(天保六年三月三日)

一 上巳日度相祝申候、例之通家内三ツ割式ツ分出役差出

申候

内役 市川忠三郎

礼番 野村喜六

(天保六年三月六日)

六日晴天

一 宗徽様御祥月仏参

(北家五代高道)

元方掛白瀬、支市川

(天保六年三月二日)

一 神楽講、伊勢大々楽執行、近來中絶相成居候処、当年より相務可申段、主中様より御意被遊難有奉存候、右二付当地店々參詣之仁致示談度、依之今日神楽講相務候上、諸事取極申義御座候

当番 市河忠三郎

(略)

(天保六年三月二三日)

一 宗修様三回御忌、於真如堂御法事御執行御座候二付仏参

後見山下、支市川

但し白瀬氏、松山氏之内御參詣可被成積候処、一昨日

より御風邪氣二而引籠被成候故不参之事

(天保六年三月一七日)

一 就吉辰上之店押切、目出度相務申候

山下、市川

(天保六年四月八日)

八日雨天

一 中休三人立振舞本膳差出候、跡二而盃いたし候

相伴 忠三郎

(天保六年四月一五日)

十五日晴天

一 支配役清水寛兵衛儀、去年より紅店見改参り居、当春彼店勤被仰付、今日引越、盃別宅中并支配不残、組頭不残、役頭上座筆頭月番老人ツ、盃いたし候、本膳之節者別宅中老人支配老人相伴いたし候

相伴并見送 松山、市川

右別宅中彼店へ御出店家内衆中へ夫々御談有之、其上酒出し被申候

(天保六年四月二六日)

十六日晴天

一 元方御寄会出席

白瀬、松山、山下、支市川、組脇坂

(天保六年四月二一日)

廿一日曇晴

一 花見代り出役、別宅中岩倉開帳參詣有之候

松山、山下、支市川、組大矢、同井上

(天保六年五月一〇日)

同

一 車折御礼代參相勤申候

当番 支市川、組脇坂

(天保六年五月一六日)

十六日晴天

一 元方月並御寄会

白瀬、松山、中井、支市川、組井上

加鍛形、元福井、名増田

此度在京二付

(天保六年五月二七日)

廿七日曇天

(長井家二代高陳妻)

一 室町様寿珉様、於真如堂御法事有之二付仏參、左二

松山、中井、支市川、組脇坂

(天保六年五月三〇日)

一 祇園神興洗新地ねり物興行、青木氏上京於二軒茶屋振舞

いたし候

相伴 後中井、支市川、組大矢

(天保六年七月六日)

六日晴天

一 例之通真如堂御墓參

白瀬、市川

尤弁当十二三人前用意致可申事

(天保六年七月一四日)

一 当際初荷下、諸役所工面能仕舞、諸請弘万端都合能大慶

奉存候、仍而北様新町様御届罷出申候

白瀬、市川

(天保六年七月一五日)

一 例之通家内出番、三ツ割式ツ分指出し申候

内番 市川

(天保六年七月一七日)

十七日晴天

一 店卸、未明より取掛り、工面克相寿申候

唐物方 白瀬 絹方 松山

西陣方 中塚 染方 山下

詔方 中井 小松方 中井

木綿方 市川 大坂方 野村

表方 大矢 小遣方 永尾

(天保六年七月一八日)

一 例之通家内出番、三ツ割式ツ分指出し申候

内番 市川

(天保六年七月一九日)

十九日晴天

一 藤田氏葬式相嘗被申候二付、左二

後 中井茂兵衛

支 市川忠三郎

平 西川久治郎

(天保六年閏七月七日)

七日晴天

一 就吉辰支配退役木村伝七、目出度引越被申候

見送り 支 市川忠三郎

組井上浅次郎

役 清水 弥七

上 石本 藤助

筆 木村直五郎

(朱書)「但シ右出立之節御建之通盃いたし可申之所、

当人より達而御断ニ付見合候」

(天保六年八月五日)

五日晴天昼後より雨天

一 伊勢太々御神楽代参、今朝日出度出立

当店支配筆頭 市川忠三郎

大坂店同 春田伊太郎

上之店支配格 奥西清次郎

見送りに上座役 石本 藤助

但シ当店代参供付、台所男頭弥兵衛差遣候

京両支配筆頭 林 重治郎

大両後見 中井芳兵衛

糸通勤支 春名 嘉七

問後見 柴田 孫七

右之通御座候、伊太郎殿、清次郎殿、市川氏、於台所常

膳ニ而平焼物付飯指出シ申候、相伴なし

(天保六年八月二二日)

一 当店市川忠三郎、太々御神楽執行、無故障相済、今七ツ

時帰店有之候

(天保六年八月二三日)

廿三日晴天

一 市川忠三郎、兩替店林重治郎同道ニ而、北様新町様、御

神楽首尾能相済候ニ付御礼籠上り候

(天保六年九月一日)

(南三井家七代高愛)

一 弘吉郎様、益御機嫌能酉刻御上着被遊候、早速連店廻文

指出申候、為御歎

別宅、支配 不残

御建酒肴致持参候事

組頭 志人  
出迎 支 市川忠三郎

惣廻文指出申候

(天保六年九月五日)

五日晴天

(江戸本店組頭奥野多三郎・同連役布施伝五郎)

一 多三郎、伝五郎、蹴上松茸山振舞いたし候

相伴 中井茂兵衛

支 市川忠三郎

組 大矢伝四郎

同 井上浅次郎

(天保六年九月一日)

十一日晴天

一 神楽講、於糸店御為勤候ニ付、出席申候

支 市川忠三郎



(天保六年九月一三日)

十三日晴天

(新町家六代高満長男)

一新町智暁様月忌、於東陽院御務被遊候ニ付仏參

松山、支市川

(天保六年九月二五日)

廿五日晴天

一成願寺、祖師講相務被申候ニ付參詣

松山、中塚、中井、支市川

(天保六年二月九日)

九日晴天

(家原家五代政昭)

一家原自徹様御葬式、今八ツ時於等持院御經營被遊候ニ付

御供仕候銘々左之通

色服 勘定名代元方見習松山

常服 名中塚、支市川、組大矢

(天保六年二月一〇日)

一新町奥様、例年之通顔見世御料理指上申候

持参 市川

(天保六年二月一六日)

十六日晴天

一元方月並御寄会出席

松山、中井、市川

(天保六年二月一七日)

十七日晴天

一家原自徹様、二七日ニ付仏參

松山、中井、支市河、組井上

(天保六年二月二七日)

廿七日

(北家二代高平)

一宗空様御祥月仏參

中塚、市川

(天保六年二月一七日)

十七日晴天

一車折代參相立申候

支市川、組井上甚

(天保六年二月一九日)

十九日晴天

一節分ニ付内侍所へ御神楽料奉献、御洗米御豆頂戴、例之

通大坂店へも差下申候

参詣 市川忠三郎

(天保六年二月三〇日)

一今暮早々北様新町様へ、当際万端工面克相保候ニ付、御

届御礼罷出候

勘名松山、支市川

史料2 「奉公人抱帳」 (三井文庫所蔵史料 本一四三四)

文化七年十月廿一日より泊

口入店岩次郎

一 市川忠三郎

兄一人

(後筆)

「文化十四七月十二日半元服

油小路松原下ル丁

「同十一戌十二月八日元服」

請人 泉屋 市兵衛

「天保七申正月後見格」

東洞院四条下ル丁

「同八酉正月本役

請人 三文字屋惣兵衛

同十四卯三月勘定

烏丸通五条下二町目

弘化四未九月元方掛

兄 近江屋五兵衛

嘉永五子二月加判

安政三丙辰二月元<sup>ノ</sup>役被仰蒙候」

「慶応元乙丑歳七月朔日死去」

一 宗旨浄土知恩院末六角大宮西江入如来寺旦那

判元改 西村弥七

史料3 「市川忠三郎奉公人請状」

(三井文庫所蔵史料 続二八六一三)

(貼紙) 八百四拾六 市川忠三郎

請状之事

一 此忠三郎与申者、出生ハ烏丸通五条下町近江屋五兵衛与申者之悻ニ而、先祖より能存知慥成者ニ付、貴殿江去年より来ル巳年迄中年十ヶ年之間手代御奉公為致申ニ付、我々請人ニ罷立申処実正也、仮令年季過候共御奉公相勤

申内ハ毎迄も此手形を以請人罷立申候事

一 御公儀様御法度之儀者不及申、其外如何様之六ヶ敷儀出来仕候共、我々罷出其明メ仕貴殿江少茂御難懸ケ申間敷候、若此者引負又者取逃欠落仕候ハ、其品之代金算用仕、私共立会急度勘定仕立相濟シ可申事

一 宗旨者代々浄土宗知恩院末六角大宮西江入如来寺旦那ニ而御座候、則寺請状私共方ニ而取置申候、若横合より御法度之宗門与申者御座候ハ、我々罷出申訳仕、貴殿江少茂御難儀懸ケ申間敷候、為後日仍而請状如件

油小路松原下ル町

請人 泉屋 市兵衛(印)

東洞院四条下ル町

請人 三文字屋惣兵衛(印)

烏丸通五条下ル町

親 近江屋五兵衛(印)

奉公人 忠三郎(印)

文化八年未閏二月

三井八郎右衛門殿代

安田久右衛門殿

辰巳与三郎殿

長谷川久四郎殿

山川武兵衛殿

添書

一 此忠三郎儀、此度御店江手代御奉公ニ付本文之通、中年十ヶ年ニ相定、則我等請人罷立申候事

一 御店之儀ハ京江戸大坂御多人數之儀故、十ヶ年限ニ而ハ不勝手ニ付、自分相応之元手銀ニ而宿入被仰渡候迄相勤申御作法之由御尤承知仕候、勿論京江戸大坂何方ニ而も御勝手次第毎迄も御召仕可被下候、然上ハ親共任勝手無掬筋を申立中途暇之願申出さセ申間敷候、為其奥書仍而如件

泉屋 市兵衛(印)

三文字屋惣兵衛(印)

近江屋五兵衛(印)

史料 4 「永代帳 三番」(三井文庫所藏史料 別二二〇一)

(文化一四年一月)

一 青梅嶋老反 初元三年目 市川忠三郎

代セシ、サ入

右之者子供頭申付置候処、実意を以致世話、殊ニ三年目役傍一入骨折ニ付、為太義料差遣ス

丑正月

(文政元年六月)

去秋季代口物勘定、建日限より早く出来候ニ付左之通

三月六日(三) 南鎌見片 唐物方 市川忠三郎

(七名略)

右之通申渡ス

(文政元年一二月)

当春季代口物勘定、建日限より早く出来候ニ付左之通

七月十七日(三) 南鎌マ片 唐物方 市川忠三郎  
七月廿五日迄セ舟定、  
建八月五日迄舟定、  
同十五日迄セ舟定、  
チ掛シテ

(七名略)

右之通申渡ス

寅十一月

(文政二年五月)

上州買方役

一 金敬曾兩 上座役三度目 吉野孫兵衛  
昨年二度目戒兩之所  
役柄ニ付敬兩  
三度目建敬兩

一 金敬兩 平四度目 木村 伝七  
三度目、四度目建敬兩  
建於兩

一 金於兩 平初下り 市川忠三郎  
建於兩

右之通申渡ス

卯五月

(文政三年六月)

上州買方役

一 金敬曾兩<sup>(十)</sup> 上座役四度目

吉野孫兵衛

一 金敬曾兩<sup>(十)</sup> 平五度目

木村 伝七

一 金戒兩<sup>(五)</sup> 平式度目

市川忠三郎

右之通申渡ス

(略)

辰六月

(文政四年六月)

上州買方役

一 金敬兩<sup>(十)</sup> 上座初下り

桑原 佐七

一 金敬野兩<sup>(十)</sup> 平六度目

木村 伝七

一 金敬兩<sup>(十)</sup> 平三度目

市川忠三郎

右之通申渡ス

(略)

巳六月

(文政五年五月)

上州買方

一 金敬見兩<sup>(三)</sup> 平七度目 木村 伝七

一 金敬兩<sup>(十)</sup> 同四度目 市川忠三郎

一 金於兩<sup>(八)</sup> 同初下り 奥村磯五郎

右之通申渡ス

午五月

(文政七年五月)

建 路料 野舟所敬、

脇差 老腰

一 上座 清水 専助

一 上座 伊庭 文助

一 上座 市川忠三郎

右三人とも出情相勤候ニ付、中休申渡ス

(略)

申五月

(文政九年八月)

一 佐舟疋宛<sup>(五)</sup> 上之店支配格 上島平五郎

本店上座役 市川忠三郎

正月十六日より三月十日まで

日数五十四日

右兩人商用示合として江戸表差向候所、至極工面宜趣申来、太儀料差遣ス

一 金曾兩也 (略) 支配役 吉野孫兵衛

右者巻物方忠三郎新役之節買物并合見等頼置指南等行届、且又江戸示合下り留主中駈引行届候ニ付、太儀料申渡ス

(略) 戌八月

史料5 「役料小遣控」(三井文庫所蔵史料 続一七八〇)

(文化一四年〜天保六年)

市川忠三郎

- 一 銀百九拾目 文化十四丑年
- 一 銀貳百拾目 同十五寅年
- 一 銀貳百貳拾匁 文政二年卯春より
- 一 銀貳百三拾匁 同三辰春より
- 一 銀貳百五拾匁 同四巳春より
- 一 銀貳百七拾匁 同五午春より
- 一 銀三百目 同六未年
- 一 銀三百五拾目 上座 同七年申春より
- 一 銀四百五拾匁 役頭 同十亥春より
- 一 銀七百五拾目 組頭 同十三寅春より

一 銀九百匁 同三年目 天保三年辰春より

一 銀壹貫八百目 支配初年目 同四年巳春より

一 銀壹貫九百五拾目 同二年目 同五年午春より

一 銀貳貫百目 同三年目 同六年未春より

天保七申春より後見役

史料6 「寛 五番」

(文政四年〜八年)

市川忠三郎

- 一 銀百六拾匁 (五十匁) 巳秋、午秋大坂方代呂物不足割合高
- 一 内サシ、未春季入
- 一 銀五拾七匁 (五十匁) 未春絹方不足物四口ノ割
- 一 サシ、未秋季入
- 一 引残舟シエ、次ノ口へ付替 (百十七匁)
- 一 百拾七匁 前ノ口引残、付替
- 一 五拾五匁 (五十五匁) 未秋絹方、不足物割前ノ口より
- 一 内サシサ、申春入 (六十匁)
- 一 カシ、同秋入

市川忠三郎

引残 五拾七匁 新帳面へ付替ル

史料7 「改勤帳」

(三井文庫所蔵史料 本一五二五)

(文政五年秋季)

預 無

朱星 無

一 黒星 無

病氣引一日

夜引 一ツ

丸勤、月一時半引

但百五十七日上州へ参

史料8① 「賄方永代帳 八番」

(三井文庫所蔵史料 本一五五八)

(文政六年五月)

一 平市川忠三郎、初元林彦三郎、先達而より病氣ニ付、下

宿養生為致候ニ付、為見舞左之通

一 干菓子 忠三郎へ

代カサ入

一同 彦五郎へ

代ツサ入

史料8② 「賄方永代帳 九番」

(三井文庫所蔵史料 本一五五九)

(文政一二年二月四日)

同四日

一 当店役頭役市川忠三郎、旧冬より病氣ニ付、当春養生為致、為見舞左ニ

一 干菓子 壱箱

代チ、

右之通差遣し候也

史料9 「役料小遣差引貸預留」

(三井文庫所蔵史料 本一五三五)

(文政一〇年〜天保七年)

市川忠三郎

一 貳貫百五拾三匁

一 貳拾匁匁

セメ舟エツ、かし

一 五百六拾匁匁

セメエ舟マサ、かし

一 百匁匁

セメカ舟マツ、かし

一 九拾貳匁

丑春季、過上

同秋預

子春季、同

亥春季迄年々小遣過上かし  
亥秋季、小遣過上貸

〆 七〆エ舟セカ、かし  
(二貫七百二十六匁)

一 五拾七匁 同秋季、小遣差引預り

〆 七〆カ舟カウ、かし  
(二貫六百六十九匁)

一 四拾匁七分四リ 寅春季、同

一 九百貳拾匁 御印

〆 イ〆エ舟チセ入カリンかし  
(二貫七百八匁二分六厘)

一 六匁八分七厘 寅秋季、預

〆 イ〆エ舟イマ入ウリンかし  
(二貫七百一匁三分九厘)

一 百拾匁四分八リ 卯春季、過上

〆 イ〆チ舟シセチ入エリンかし  
(二貫八百十二匁八分七厘)

一 三拾六匁九分八厘 卯秋季、小遣差引過上

〆 イ〆チ舟ツウチ入サ厘かし  
(二貫八百四十九匁八分五厘)

一 百四拾三匁八分四厘 辰春季、同

〆 イ〆ウ舟ウマカ入ウリンかし  
(二貫九百九十三匁六分九厘)

一 九匁七分五リ 同秋季、小遣指引預

〆 イ〆ウ舟チマウ入ッ厘かし  
(二貫九百八十五匁九分四厘)

一 百五拾五匁九分三厘 巳春季、同

〆 イ〆チ舟セチ、イリンかし  
(二貫八百八十八匁一厘)

一 三拾七匁五分三厘 同秋季、同

〆 イ〆エ舟ウシツ入チ厘かし  
(二貫七百九十匁四分八厘)

一 三拾四匁六分三厘 午春季、同

〆 イ〆エ舟サシサチ入サ厘かし  
(二貫七百五十五匁八分五厘)

一 志貫八百八拾五匁五分 同秋季、同  
(三貫六百四十一匁三分五厘)

〆 マ〆カ舟ツシイマ入サ厘かし  
(二貫六百四十一匁三分五厘)

一 六拾匁五分五厘 未春季、預り

〆 マ〆サ舟チシ、チ入かし  
(三貫五百八十九匁八分)

一 貳百五拾四匁七分六厘 同秋季、小遣過上

〆 マ〆チ舟マサ、サ入カ厘かし  
(三貫八百三十五匁五分六厘)

天保七申春金方附出ス

史料 10 「役頭役市川忠三郎拝借銀願」

(三井文庫所蔵史料 続五九四―五)

〔包紙ウ書〕  
上

役頭役 市川忠三郎

拝借銀願

乍憚口上書を以奉願上候

私義

旧冬より風凶病氣相発候処、種々結構療養被仰付、専加養罷在候得共、元来冷之症ニ而抄取兼候ニ付、当春より下宿養生被仰付難有、即無手拔服薬療養罷在候得共、何分大病之儀ニ候得者、急々ニ全快之程茂無覚束、其上宿下甚間狭ニ而夏向難凌、不得止事縁者ニ而養生仕候処、何角と雜費相掛、兔式角心配仕候得共致方無之、依之無抛御願申上候処、左之通

一 金 拾兩也

右之金高何卒願之通御聞濟御恩借被成下候ハ、千万難有仕合奉存候、右御願申上度如此ニ御座候、以上

文政十一年子七月

市川忠三郎(印)

吉野 孫兵衛 様

上原 政次郎 様

井福 幸兵衛 様

史料11 「内永書 三番」(三井文庫所蔵史料 本一四一甲)

(文政十一年七月)

文政十一年七月落

忠銀方一 金佐兩也 支配役 吉野孫兵衛

出し 右之仁、巻物方頭役忠三郎病氣取合正月より下宿養

生申渡、跡役相頼候所、出精相勤被申、殊ニ支配役

無人折柄筆頭兼一入骨折ニ付

(天保六年二月)

同太儀料

一 銀野枚

同(支配役) 市川忠三郎

右者同役無人折柄出精相勤、且ハ紅店不取締ニ付

発旦取調為致候ニ付

(天保六年閏七月)

右同断一(忠銀方出シ)

支配人三人之処、奥村磯五郎病氣ニ付、五月中旬より下宿養生申渡候ニ付、無人之折柄出精相勤候

間左ニ

一 銀野枚ツ、

市川忠三郎

野村喜六

右之通太儀料申渡候事